

有価証券報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社日本取引所グループ

(E03814)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	9
3 【事業の内容】	13
4 【関係会社の状況】	16
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【生産、受注及び販売の状況】	18
3 【対処すべき課題】	19
4 【事業等のリスク】	21
5 【経営上の重要な契約等】	32
6 【研究開発活動】	32
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	38
3 【設備の新設、除却等の計画】	38
第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
(1) 【株式の総数等】	39
① 【株式の総数】	39
② 【発行済株式】	39
(2) 【新株予約権等の状況】	39
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	39
(4) 【ライツプランの内容】	39
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	40
(6) 【所有者別状況】	41
(7) 【大株主の状況】	41
(8) 【議決権の状況】	42
① 【発行済株式】	42
② 【自己株式等】	42
(9) 【ストックオプション制度の内容】	42

2	【自己株式の取得等の状況】	43
	【株式の種類等】	43
	(1) 【株主総会決議による取得の状況】	43
	(2) 【取締役会決議による取得の状況】	43
	(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	43
	(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	43
3	【配当政策】	44
4	【株価の推移】	44
	(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	44
	(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	44
5	【役員の状況】	45
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
	(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	57
	(2) 【監査報酬の内容等】	65
第5	【経理の状況】	66
1	【連結財務諸表等】	67
	(1) 【連結財務諸表】	67
	① 【連結貸借対照表】	67
	② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	69
	【連結損益計算書】	69
	【連結包括利益計算書】	70
	③ 【連結株主資本等変動計算書】	71
	④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	73
	【注記事項】	74
	【セグメント情報】	93
	【関連情報】	93
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	93
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	93
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	93
	【関連当事者情報】	94
	⑤ 【連結附属明細表】	95
	【社債明細表】	95
	【借入金等明細表】	95
	【資産除去債務明細表】	95
	(2) 【その他】	96
2	【財務諸表等】	97
	(1) 【財務諸表】	97
	① 【貸借対照表】	97
	② 【損益計算書】	99

③ 【株主資本等変動計算書】	100
【注記事項】	102
④ 【附属明細表】	106
【有形固定資産等明細表】	106
【引当金明細表】	106
(2) 【主な資産及び負債の内容】	106
(3) 【その他】	106
第6 【提出会社の株式事務の概要】	107
第7 【提出会社の参考情報】	108
1 【提出会社の親会社等の情報】	108
2 【その他の参考情報】	108
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	109
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月11日
【事業年度】	第13期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 齊藤 惇
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	常務執行役 山澤 光太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 多賀谷 彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

決算年月		平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
営業収益	(百万円)	23,021	—	—	71,708	116,251
経常利益	(百万円)	9,160	—	—	21,631	52,801
当期純利益	(百万円)	6,298	—	—	10,941	29,835
包括利益	(百万円)	—	—	—	15,550	28,990
純資産額	(百万円)	48,429	—	—	179,077	202,018
総資産額	(百万円)	320,362	—	—	1,276,386	1,403,713
1株当たり純資産額	(円)	179,368.39	—	—	643.01	715.19
1株当たり当期純利益金額	(円)	23,326.39	—	—	64.59	108.68
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	15.1	—	—	13.8	14.0
自己資本利益率	(%)	13.6	—	—	6.2	16.0
株価収益率	(倍)	21.0	—	—	26.4	23.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	8,516	—	—	23,928	62,722
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△3,754	—	—	△109,659	30,035
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,160	—	—	87,248	△71,362
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	15,115	—	—	29,308	50,713
従業員数	(名)	346	—	—	1,157	1,161

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 平成22年3月期は、合併存続会社である株式会社大阪証券取引所の連結経営指標等を記載しております。なお、株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日を期日として唯一の連結子会社であった株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成23年3月期及び平成24年3月期の連結財務諸表は作成しておりません。

4. 平成25年3月期より株式会社日本取引所グループとして新たに連結財務諸表を作成しております。なお、平成25年3月期の連結財務諸表は、「企業結合に関する会計基準」に基づき、株式会社東京証券取引所グループの連結財務諸表を引き継ぐこととなり、株式会社東京証券取引所グループの平成24年4月1日から平成24年12月31日までの連結業績に平成25年1月1日から平成25年3月31日までの当社の連結業績を合算したものであります。

5. 平成25年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び当期純利益金額を算出しております。

<参考>

資産及び負債には、証券取引等の安全性を確保するための諸制度に基づく清算預託金等（売買・取引証拠金、清算基金及び決済促進担保金から構成されます。）、信託金、取引参加者保証金及び違約損失積立金が計上されております。そのうち清算預託金等については、多額かつ清算参加者のポジションや株価の変動などにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、清算預託金等の変動に大きな影響を受けております。

連結経営指標等のうち、これらの資産及び負債を控除した数値は、以下のとおりです。

決算年月		平成25年3月	平成26年3月
純資産額	(百万円)	151,129	174,070
総資産額	(百万円)	287,548	262,570
1株当たり純資産額	(円)	541.21	613.39
自己資本比率	(%)	51.7	64.1
自己資本利益率	(%)	7.4	18.8

- (注) 1. 純資産額、1株当たり純資産額及び自己資本利益率は、純資産から違約損失積立金を控除して算出しております。
2. 総資産額は、総資産から清算預託金等、信託金及び違約損失積立金を控除して算出しております。
3. 自己資本比率は、総資産から清算預託金等、信託金及び違約損失積立金、また純資産から違約損失積立金を控除して算出しております。
4. 平成25年3月期より株式会社日本取引所グループとして新たに連結財務諸表を作成していることから、平成26年3月期及び平成25年3月期のみを記載しております。
5. 平成25年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び当期純利益金額を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益	(百万円)	18,080	22,984	22,494	18,643	12,248
経常利益	(百万円)	7,684	8,453	9,177	6,358	8,444
当期純利益	(百万円)	4,334	9,156	5,466	3,637	7,380
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失	(百万円)	—	—	—	—	—
資本金	(百万円)	4,723	4,723	4,723	11,500	11,500
発行済株式総数	(株)	270,000	270,000	270,000	54,906,910	274,534,550
純資産額	(百万円)	46,439	52,858	55,485	83,714	81,221
総資産額	(百万円)	317,323	670,811	453,203	193,658	165,956
1株当たり純資産額	(円)	171,998.46	195,773.01	2,055.02	304.93	295.86
1株当たり配当額	(円)	9,000	10,500	12,000	4,580	107
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(3,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(80)
1株当たり当期純利益金額	(円)	16,053.69	33,911.49	202.45	21.47	26.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	14.6	7.9	12.2	43.2	48.9
自己資本利益率	(%)	9.6	18.4	10.1	4.3	8.9
株価収益率	(倍)	30.5	12.3	22.7	79.5	93.7
配当性向	(%)	56.1	39.7	59.3	116.4	160.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	3,690	14,135	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	△7,652	△281	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	△2,700	△2,834	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	—	8,453	19,472	—	—
従業員数	(名)	215	337	323	204	209

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 平成22年3月期から平成24年3月期までは、合併存続会社である株式会社大阪証券取引所の経営指標等を記載しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失については、平成22年3月期、平成25年3月期及び平成26年3月期は連結財務諸表を作成しているため、平成23年3月期及び平成24年3月期は、該当する関連会社がないため記載しておりません。
5. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、平成22年3月期、平成25年3月期及び平成26年3月期は、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
6. 平成24年3月期の1株当たり配当額12,000円には、株式会社大阪証券取引所の株式会社化10周年記念配当3,000円が含まれております。
7. 平成25年3月期より株式会社日本取引所グループとして新たに財務諸表を作成しております。なお、平成25年3月期の財務諸表は、「企業結合に関する会計基準」に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成24年4月1日から平成24年12月31日までの業績に平成25年1月1日から平成25年3月31日までの当社の業績を合算したものであります。

8. 平成24年3月期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で行われた株式分割を平成24年3月期の期首に行われたと仮定し、算出しております。また、配当性向は、当該株式分割後換算の1株当たり配当額120円を基に算出しております。
9. 平成25年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び当期純利益金額を算出しております。なお、平成25年3月期の1株当たり配当額4,580円は、株式会社大阪証券取引所の中間配当4,500円及び当社の期末配当80円を合算した金額であり、配当性向については、平成25年1月1日付で行った株式分割後の1株当たり配当額125円を基に算出しております。

(参考情報)

株式会社東京証券取引所グループの主要な経営指標等の推移は、以下のとおりです。

(1) 連結経営指標等

決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
営業収益	(百万円)	60,665	57,097	53,045
経常利益	(百万円)	17,425	15,302	10,903
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△3,602	8,879	6,311
包括利益	(百万円)	—	8,527	5,379
純資産額	(百万円)	116,940	124,782	127,122
総資産額	(百万円)	391,075	514,405	345,247
1株当たり純資産額	(円)	50,085.81	53,606.95	54,801.89
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△)	(円)	△1,584.27	3,905.07	2,775.98
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	29.1	23.7	36.1
自己資本利益率	(%)	△3.2	7.5	5.1
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	(百万円)	10,631	22,497	15,872
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	(百万円)	△20,338	△20,406	△14,464
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	(百万円)	198	△686	△2,731
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	27,693	29,101	27,779
従業員数	(人)	886	854	862
(外、平均臨時雇用者数)		(71)	(55)	(56)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成23年3月期及び平成24年3月期は潜在株式が存在しないため、平成22年3月期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は、非上場であるため、記載しておりません。

4. 平成25年3月期は、当社の連結経営指標等として記載していることから、記載を省略しております。

5. 資産及び負債には、証券取引等の安全性を確保するための諸制度に基づく清算預託金等（売買・取引証拠金、清算基金及び決済促進担保金から構成されます。）、信託金、取引参加者保証金及び違約損失積立金が計上されております。そのうち清算預託金等については、多額かつ清算参加者のポジションや株価の変動などにより日々変動することから、株式会社東京証券取引所グループ（連結）の資産及び負債の額は、清算預託金等の変動に大きな影響を受けております。連結経営指標等のうち、これらの資産及び負債を控除した数値は、次頁のとおりです。

決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
純資産額	(百万円)	99,573	107,414	109,754
総資産額	(百万円)	136,585	145,325	145,782
1株当たり純資産額	(円)	42,447.39	45,968.53	47,163.47
自己資本比率	(%)	70.7	71.9	73.6
自己資本利益率	(%)	△3.8	8.8	6.0

- ※1 純資産額、1株当たり純資産額及び自己資本利益率は、純資産から違約損失積立金を控除して算出しております。
- 2 総資産額は、総資産から清算預託金等、信託金及び違約損失積立金を控除して算出しております。
- 3 自己資本比率は、総資産から清算預託金等、信託金及び違約損失積立金、また純資産から違約損失積立金を控除して算出しております。

(2) 個別経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	(百万円)	7,606	6,994	7,465
経常利益	(百万円)	3,148	2,522	3,281
当期純利益	(百万円)	1,858	869	1,686
資本金	(百万円)	11,500	11,500	11,500
発行済株式総数	(千株)	2,300	2,300	2,300
純資産額	(百万円)	108,340	108,337	106,429
総資産額	(百万円)	141,054	139,861	144,553
1株当たり純資産額	(円)	47,648.76	47,647.47	46,808.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	300.00 (-)	1,200.00 (-)	850.00 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	817.35	382.61	741.79
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	76.8	77.5	73.6
自己資本利益率	(%)	1.8	0.8	1.6
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	36.7	313.6	114.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	170 (17)	152 (15)	149 (11)

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、非上場であるため、記載しておりません。
4. 平成25年3月期は、平成25年1月1日付で株式会社大阪証券取引所と合併を行ったことから、記載を省略しております。

2 【沿革】

当社は、平成25年1月1日に、株式会社大阪証券取引所（存続会社）と株式会社東京証券取引所グループとの合併（同日付で商号を「株式会社日本取引所グループ」に変更。）により、発足しました。

（合併存続会社である株式会社大阪証券取引所の沿革）

明治11年6月	大阪株式取引所設立免許(大阪証券取引所の前身)
昭和24年4月	大阪証券取引所(会員組織)設立(同年5月に株券の売買を開始)
昭和31年4月	債券の売買を開始
昭和36年10月	市場第二部制度を導入
昭和41年10月	国債の売買を開始
昭和49年9月	相場情報伝達システム稼働
昭和58年11月	市場第二部特別指定銘柄制度(新二部市場)導入
昭和62年6月	株券先物取引「株先50」を開始(平成15年1月廃止)
昭和63年9月	日経平均株価先物取引を開始
平成元年6月	日経平均株価オプション取引を開始
平成3年12月	カントリーファンド売買取引を開始
平成6年2月	日経300先物取引・オプション取引を開始
平成8年4月	日経300先物限月間スプレッド取引を開始
平成8年10月	外国株券上場制度を導入(平成9年8月売買取引開始)
平成9年5月	日経平均株価先物限月間スプレッド取引を開始
平成9年7月	株券オプション取引を開始(平成20年4月 個別証券オプションに名称変更)
平成9年12月	株券に関する立会外取引制度導入
平成11年1月	J-NET(相対)市場開設(同月売買開始)
平成11年7月	立会場廃止
平成12年5月	ナスダック・ジャパン市場を開設(同年6月売買開始)
平成12年6月	東京事務所設置
平成13年3月	京都証券取引所と合併
平成13年4月	株式会社大阪証券取引所に組織変更
平成13年6月	株価指数連動型上場投資信託受益証券(ETF)上場制度を導入(同年7月売買開始)
平成13年12月	ベンチャーファンド上場制度を導入(平成14年1月売買開始)
平成14年9月	東京事務所を東京支社に変更
平成14年11月	市場間監視グループ(ISG)に加入
平成14年12月	ナスダック・ジャパン市場をニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に変更
平成15年1月	デリバティブの清算機関として有価証券債務引受業を開始 株式会社日本証券クリアリング機構を株券等の清算機関に指定
平成16年4月	株式をニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(現 JASDAQ)スタンダードに 上場
平成17年4月	Russell/Nomura Prime インデックス先物取引を開始
平成18年7月	自主規制委員会(取締役会の内部委員会)の設置 日経225mini取引を開始

平成18年10月	株式分割の実施（1：3）
平成19年9月	イブニング・セッション（全ての株価指数先物・オプション取引について16時30分から19時までの取引時間）の開始
平成19年10月	金融商品取引法に基づく自主規制委員会の設置
平成20年9月	CMEグループと覚書を締結
平成20年10月	イブニング・セッションの取引時間延長（取引時間を20時までに延長）
平成20年11月	大証コロケーション・サービスの開始
平成20年12月	株式会社ジャスダック証券取引所株式76.1%を取得し同社を子会社化
平成21年2月	NASDAQ OMXグループと覚書を締結
平成21年7月	取引所外国為替証拠金取引（大証FX）を開始
平成21年9月	株式会社ジャスダック証券取引所の全株式を取得し同社を完全子会社化
平成22年4月	株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併
平成22年7月	イブニング・セッションの取引時間延長（取引時間を23時30分までに延長）
平成22年10月	新JASDAQ市場開設（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」、JASDAQ及びNEOを市場統合）
平成23年2月	デリバティブ売買システム「J-GATE」稼働
平成23年7月	ナイト・セッションの開始（株価指数先物・オプション取引の取引時間を翌3時までに延長） CMEグループと業務提携契約を締結
平成23年11月	株式会社東京証券取引所グループとの経営統合に関する合意
平成24年2月	日経平均ボラティリティー・インデックス先物取引を開始
平成24年5月	大証NYダウ先物取引を開始
平成24年8月	株式会社東京証券取引所グループによる公開買付けにより、同社の連結子会社となる
平成24年9月	新大証設立準備株式会社（現株式会社大阪取引所）を設立
平成24年10月	株式会社東京証券取引所グループと合併契約を締結（効力発生日：平成25年1月1日）
平成25年1月	株式会社東京証券取引所グループと合併し、「株式会社日本取引所グループ」に商号変更 （同日付で、会社分割により金融商品取引所事業を新大証設立準備株式会社に承継。新大証設立準備株式会社は、「株式会社大阪証券取引所」に商号変更） 株式を東京証券取引所 市場第一部に上場
平成25年7月	大阪証券取引所の現物市場、清算機能及び自主規制機能をそれぞれ東京証券取引所の現物市場（取引システムは「arrowhead」）、日本証券クリアリング機構、東京証券取引所自主規制法人に統合
平成25年8月	株式会社日本証券クリアリング機構が、株式会社日本国債清算機関との合併とそれに伴う国債店頭取引清算業務の開始にあたり、D種類株式の発行による第三者割当増資を実施 A種類株式の取得請求権行使によりD種類株式を取得
平成25年10月	株式分割の実施（1：5） 株式会社日本証券クリアリング機構が株式会社日本国債清算機関を吸収合併（所有割合：A種類株式99.2%、B種類株式100.0%、C種類株式58.2%、D種類株式52.9%） 株式会社日本証券クリアリング機構において、国債店頭取引に係る清算業務を開始
平成26年1月	JPX日経インデックス400の算出・公表を開始
平成26年3月	東京証券取引所のデリバティブ市場を大阪証券取引所のデリバティブ市場（取引システムは「J-GATE」）に統合（同日付で、株式会社大阪証券取引所は、「株式会社大阪取引所」に商号変更）
平成26年4月	東京証券取引所自主規制法人は、「日本取引所自主規制法人」に名称変更

(参考情報)

(株式会社東京証券取引所グループの沿革)

明治11年 5月	東京株式取引所設立免許（東京証券取引所の前身）
昭和24年 4月	東京証券取引所（会員組織）設立（同年5月に株券の売買を開始）
昭和31年 4月	債券の売買を開始
昭和36年 6月	株式会社東京証券計算センター（現株式会社東証コンピュータシステム）設立
昭和36年10月	市場第二部制度を導入
昭和41年10月	国債の売買を開始
昭和44年 7月	東証株価指数（TOPIX）の算出・公表開始
昭和45年 5月	転換社債の売買を開始
昭和48年12月	外国株の売買を開始
昭和49年 9月	相場報道システム稼働
昭和60年10月	国債証券先物取引を開始
昭和61年 5月	ニューヨーク調査員事務所（現駐在員事務所）開設
昭和61年 6月	株式会社東京証券計算センターの子会社として株式会社東証システムサービスを設立
昭和63年 9月	株価指数（TOPIX）先物取引を開始
平成元年10月	株価指数（TOPIX）オプション取引を開始
平成2年 5月	国債証券先物オプション取引を開始
平成2年 7月	ロンドン調査員事務所（現駐在員事務所）開設
平成3年10月	財団法人証券保管振替機構が株券保管振替業務を開始
平成8年12月	シンガポール駐在員事務所開設
平成9年 7月	株券オプション取引を開始
平成9年11月	株券及び転換社債券に係る立会外取引制度導入
平成10年 2月	債券売買立会場を閉場
平成10年 7月	TDnet（適時開示情報伝達システム）稼働
平成11年 4月	株券売買立会場を閉場
平成11年11月	新興企業向け市場「マザーズ」を創設
平成12年 3月	広島証券取引所及び新潟証券取引所と合併
平成13年 7月	株価指数連動型投資信託受益証券（ETF）の売買を開始
平成13年 8月	証券会員制法人東京証券取引所に商号変更
平成13年 9月	不動産投資信託証券（REIT）の売買を開始
平成13年11月	株式会社東京証券取引所に組織変更
平成14年 1月	財団法人証券保管振替機構の株式会社化に際し出資
平成14年 2月	株式会社東証コンピュータシステムの非子会社化（関連会社化）と株式会社東証システムサービスの子会社化を実施
平成14年 7月	全国5取引所及び日本証券業協会で、統一清算機関として株式会社日本証券クリアリング機構を設立
平成15年 1月	株式会社日本証券クリアリング機構の業務開始に伴い、現物売買に係る清算業務を株式会社日本証券クリアリング機構に移管
平成16年 2月	先物・オプション取引に係る清算業務を株式会社日本証券クリアリング機構に移管

平成16年7月	日本証券業協会、Automatic Data Processing, Inc. (現 Broadridge Nederland II B.V.) とともに、「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」運営会社として、株式会社ICJを設立
平成17年10月	TOPIXを浮動株ベースの指数に移行開始(平成18年6月反映完了)
平成19年1月	NYSE Groupと戦略的提携について合意
平成19年2月	ロンドン証券取引所との間で国際的プレゼンス向上に関する協力を行うことで合意
平成19年6月	シンガポール取引所株式を取得(所有割合:約4.99%)
平成19年8月	株式会社東京証券取引所の単独株式移転により、株式会社東京証券取引所グループを設立し、持株会社体制に移行
平成19年8月	NYSE EuronextとIT分野に係る趣意書を締結
平成19年10月	東京証券取引所自主規制法人を設立(同年11月より、株式会社東京証券取引所からの委託を受けて、自主規制業務を開始)
平成20年1月	立会市場から独立したToSTNeT市場を創設 北京駐在員事務所開設
平成20年6月	デリバティブ取引に新商品(ミニTOPIX先物取引、TOPIX Core30先物取引、東証REIT指数先物取引)を導入するとともに、オプションの取引対象を拡大(ETF・REITを原資産とするオプション)
平成21年3月	ミニ長期国債先物取引を開始
平成21年6月	ロンドン証券取引所との共同出資により設立された株式会社TOKYO AIM取引所が取引所業務を開始(平成24年3月にロンドン証券取引所が保有する全株式を取得。同年7月、株式会社東京証券取引所に吸収合併)
平成21年10月	オプション取引に係る新取引システム(「Tdex+システム」)を稼働 オプション取引にマーケットメイカー制度を導入
平成22年1月	株券等の取引に係る新取引システム(「arrowhead」)を稼働
平成22年7月	配当指数(日経平均・TOPIX・TOPIX Core30配当指数)先物取引を開始
平成22年9月	株式会社日本証券クリアリング機構が株式会社日本国債清算機関株式を取得(所有割合:35.6%)
平成23年7月	株式会社日本証券クリアリング機構が、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)清算事業の開始にあたり、B種類株式の発行による第三者割当増資を実施(所有割合:A種類株式87.7%、B種類株式100.0%) 株式会社日本証券クリアリング機構において、CDS取引に係る清算業務を開始
平成23年11月	先物・オプション取引を統合したデリバティブ取引システム「新Tdex+システム」を稼働
平成23年11月	株式会社大阪証券取引所との経営統合に関する合意
平成24年8月	公開買付けにより、株式会社大阪証券取引所株式を取得(所有割合:66.7%)
平成24年9月	株式会社日本証券クリアリング機構が、金利スワップ清算事業の開始にあたり、C種類株式の発行による第三者割当増資を実施(所有割合:A種類株式87.7%、B種類株式100.0%、C種類株式58.2%)
平成24年10月	株式会社日本証券クリアリング機構において、金利スワップ取引に係る清算業務を開始
平成24年10月	株式会社大阪証券取引所と合併契約を締結(効力発生日:平成25年1月1日)
平成25年1月	株式会社大阪証券取引所と合併

3【事業の内容】

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人及び株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社5社並びに持分法適用関連会社3社を有する金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社であり、当社グループは、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所が開設する取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としております。

なお、当社グループは、平成25年7月に現物市場を株式会社東京証券取引所に、清算機能を株式会社日本証券クリアリング機構に、自主規制機能を東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）に集約し、平成26年3月にはデリバティブ市場を株式会社大阪取引所に集約しました。

当社グループの特徴及び収益内容は、次のとおりです。

(1) 当社グループの特徴について

① 現物市場

当社グループの現物市場の中核に位置づけられるのが、市場第一部、市場第二部、マザーズ及びJASDAQです。

これらの市場に上場する企業の時価総額合計（平成26年3月末時点）及びこれらの市場で取引される株式の売買代金（平成25年1月～12月）は、いずれも世界の取引所の中で第3位、アジアでは最大の市場であり、日本国内における上場株式の売買代金の約9割を占めるなど、当社グループの現物市場は、世界でも有数の市場規模であるとともに、我が国証券市場におけるセントラル・マーケットとしての地位を確立しております。

近年、当社グループでは投資者の多様なニーズに応える観点から、上場商品の多様化に積極的に取り組み、少額、低コストで幅広い銘柄に分散投資することを可能にするETF及びETNのラインナップの拡充を推進しております。平成26年3月末現在、現物市場には178銘柄が上場しており、国内の株価指数のみならず、外国株指数や貴金属、農作物といったコモディティ、REIT指数に連動する商品、原指標の変動率を増幅・反転させたレバレッジ型指標・インバース型指標に連動する商品など、ワンストップマーケットとして多様な商品を提供しております。

② デリバティブ市場

当社グループのデリバティブ市場で取引を行うことができるデリバティブ取引には、指数先物取引、指数オプション取引、国債先物取引、国債先物オプション取引、有価証券オプション取引及び取引所外国為替証拠金取引があります。

指数先物取引及び指数オプション取引には、日経平均株価等を対象とする取引があり、特に日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引は、我が国を代表するデリバティブ商品です。また、TOPIX先物取引は、その対象資産であるTOPIXが日本株のベンチマークとして定着しており、長期国債先物取引は、その高い流動性から、長期金利市場の指標となっております。

当社グループでは、平成24年2月に将来の日経平均株価の変動の大きさを推定した日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする先物取引を、平成24年5月にダウ・ジョーンズ工業株平均株価を対象とした先物取引を、平成26年3月にインドの代表的な株価指数であるCNX Niftyを対象とした先物取引を開始するなど、デリバティブ市場の更なる競争力の強化に努めております。

③ 取引システム

取引を円滑に行い、市場の安定性・信頼性を維持していくためには、システムの安定稼働が必須の要件となっております。また、金融テクノロジーの発達による取引手法の多様化・高度化や新商品の上場などに適切かつ機動的に対応し、市場利用者のニーズを実現していくためには、絶えずITインフラの整備を推進していく必要があります。

当社グループでは、現物市場の売買システムとして、高速性・信頼性・拡張性を兼ね備えた「arrowhead」を、デリバティブ市場の取引システムとして、世界標準の取引機能と世界水準の注文処理性能を兼ね備えた「J-GATE」をそれぞれ稼働しております。今後は、更なる市場競争力強化のためのシステムへの先行投資として、「arrowhead」については、平成27年度に、「J-GATE」については、平成28年度にそれぞれリプレースを予定しております。

④ 情報サービス

当社グループでは、有価証券の売買及びデリバティブ取引に関する約定値段等の情報をその発生・変化の都度、即時に配信するとともに、株価情報等を基に算出した指数情報や各種統計情報も併せて、取引参加者や情報ベンダー等の市場参加者に提供しております。

また、上場会社の適時開示情報を検索できるサービスやコーポレート・アクション情報の提供等のサービスも行って、市場参加者のニーズに応じて、各種市場情報の提供を行っております。

⑤ 自主規制機能

投資者が取引所金融商品市場に安心して参加するためには、市場が公正で信頼できるものである必要があり、市場の公正性・信頼性を確保するためには、自主規制機能が適切に発揮されることが不可欠です。

企業体としての利害と市場の公正性との間の利益相反問題の回避に万全を期するとともに、その実効性を確保するため、持株会社の傘下に市場運営会社（株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所）と自主規制法人（日本取引所自主規制法人）を置いております。

自主規制業務を市場運営会社から独立した自主規制法人が遂行することにより、自主規制機能の独立性の強化を図るとともに、持株会社を活用することで、市場運営会社と自主規制法人の適切な連携による自主規制機能の実効性確保と事業戦略上の自由度の向上を図っております。

⑥ 清算・決済

投資者が取引所金融商品市場に安心して参加するためには、清算・決済が確実にも行われることも極めて重要です。

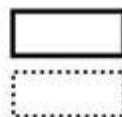
連結子会社である株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、国内におけるすべての証券取引所で成立した現物取引や株式会社大阪取引所のデリバティブ市場で成立した先物・オプション取引に係る清算業務を行うとともに、私設取引システムにおける有価証券の売買や店頭デリバティブ取引及び国債店頭取引も清算業務の対象としており、債権・債務の当事者となって決済の履行を保証するほか、有価証券と決済資金の効率的な授受のためのネットィングを行ったうえで、証券・資金の決済機関に対して振替指図を行っております。

さらに、持分法適用関連会社である株式会社証券保管振替機構は、振替機関として、証券会社や銀行等の間における有価証券の振替等を行っております。

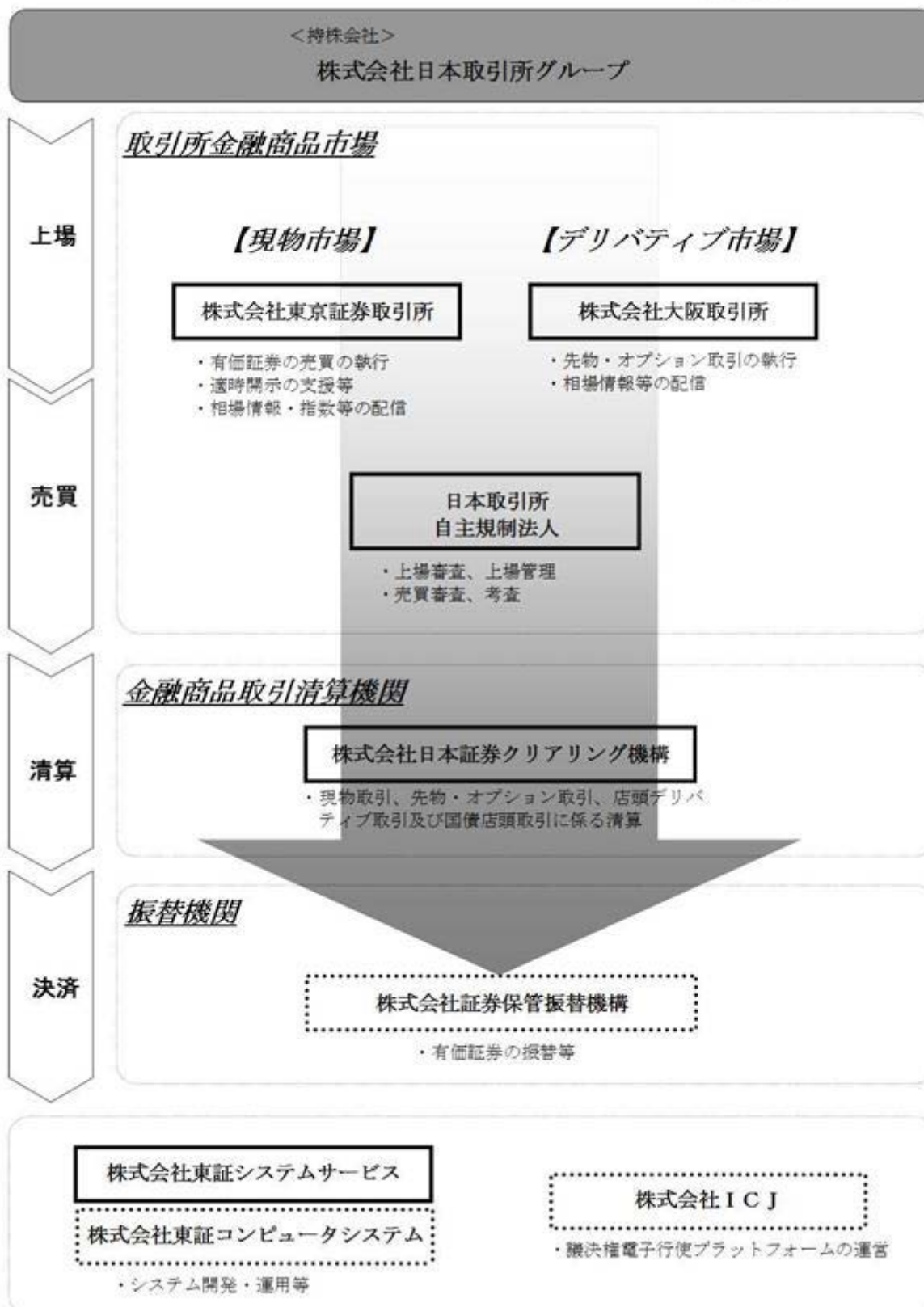
(2) 当社グループの収益内容について

内 訳	内 容
取引参加料金	売買代金・数量や注文件数に応じて取引参加者から得る収入など
上場関係収入	時価総額や増資の実施等に応じて上場会社から得る収入など
情報関係収入	取引参加者、情報ベンダー等への相場情報の提供料など
証券決済関係収入	株式会社日本証券クリアリング機構が行う債務引受に係る収入など
その他	株式会社東証システムサービスが行うシステム開発及び運用業務に係る収入など

当社グループの事業系統図は次頁のとおりです。



子会社
関連会社



4【関係会社の状況】

名 称	住 所	資 本 金 (百万円)	主 要 な 事 業 の 内 容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社東京証券取引所 (注) 1, 4	東京都中央区	11,500	有価証券の売買を行う取引所金融商品市場の開設	100.0	経営管理 設備貸借 役員の兼任6名
株式会社大阪取引所 (注) 1, 4	大阪府大阪市中央区	4,723	市場デリバティブ取引を行う取引所金融商品市場の開設	100.0	経営管理 役員の兼任6名
日本取引所自主規制法人 (注) 1, 2	東京都中央区	3,000	株式会社東京証券取引所等からの委託を受けて行う自主規制業務	100.0	経営管理 役員の兼任1名
株式会社日本証券クリアリング機構 (注) 1, 4	東京都中央区	8,950	金融商品債務引受業等	(注) 5	役員の兼任1名
株式会社東証システムサービス	東京都中央区	100	コンピュータシステムの開発受託等	80.0 (80.0)	役員の兼任1名
(持分法適用関連会社) 株式会社ICJ	東京都千代田区	200	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの運営	50.0 (50.0)	
株式会社東証コンピュータシステム	東京都千代田区	400	情報処理事務の受託等	35.0 (35.0)	
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区	4,250	有価証券の振替に係る業務等	24.4	役員の兼任1名

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 日本取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

4. 株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社日本証券クリアリング機構につきましては、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所 株式会社日本証券クリアリング機構

(1) 営業収益 75,917百万円 23,384百万円 19,133百万円

(2) 経常利益 35,548百万円 9,207百万円 7,432百万円

(3) 当期純利益 21,622百万円 5,044百万円 4,736百万円

(4) 純資産額 106,130百万円 21,153百万円 36,777百万円

(5) 総資産額 133,884百万円 29,125百万円 1,153,926百万円

5. A種類株式99.2%、B種類株式100.0%、C種類株式58.2%、D種類株式52.9%

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
連結会社合計	1,161

- (注) 1. 金融商品取引所事業の単一セグメントのため、連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2. 従業員数は、グループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含んだ就業人員であります。
3. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満であることから、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
209	43.7	19.0	9,753,036

- (注) 1. 従業員数は、グループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含んだ就業人員であります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満であることから、記載を省略しております。
3. 従業員のうち、当社発足前に株式会社東京証券取引所グループに在籍していた者については、同社及び株式会社東京証券取引所における勤続年数を通算しております。
4. 平均年間給与は、グループ外からの受入出向者3名を除く206名より算出し、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

株式会社東京証券取引所には、東京証券取引所労働組合が組織されております。

また、株式会社大阪取引所には、大阪証券取引所労働組合と大阪証券労働組合の2つの労働組合が組織されております。

なお、労使関係に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、平成25年1月1日付で株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所との経営統合により、株式会社日本取引所グループとして発足いたしました。株式会社東京証券取引所グループによる株式会社大阪証券取引所のみなし取得日が平成24年9月30日であるため、前連結会計年度の連結業績には株式会社大阪証券取引所の平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6か月間の損益が含まれておりません。

当社の当連結会計年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の連結業績は、通期で株式会社大阪取引所（平成26年3月24日付で株式会社大阪証券取引所から商号変更）の損益が含まれたことに加え、現物の売買代金、デリバティブの取引高ともに前年同期を上回る状況で推移したことなどから、営業収益は1,162億51百万円（前年同期比62.1%増）、営業費用は651億31百万円（前年同期比24.9%増）、営業利益は511億20百万円（前年同期比161.4%増）、経常利益は528億1百万円（前年同期比144.1%増）となりました。

また、システム拠点の統合に伴う減損損失を特別損失として計上したことなどから、税金等調整前当期純利益は513億4百万円（前年同期比164.4%増）、税金等調整後の当期純利益は298億35百万円（前年同期比172.7%増）となりました。

<参考>

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	
		前連結会計年度末 (平成25年3月31日)		当連結会計年度末 (平成26年3月31日)
TOPIX	695.51ポイント ～1,058.10ポイント	1,034.71ポイント	991.34ポイント ～1,306.23ポイント	1,202.89ポイント
日経平均株価	8,295.63円 ～1万2,635.69円	1万2,397.91円	1万2,003.43円 ～1万6,291.31円	1万4,827.83円
時価総額※	244兆6,619億円 ～373兆1,325億円	365兆4,522億円	350兆1,352億円 ～469兆4,587億円	435兆6,119億円

※ 東証市場第一部、第二部及びマザーズに係る時価総額。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが大幅な収入となったことから、前連結会計年度末に比べ214億4百万円増加し、507億13百万円となりました。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益513億4百万円に、減価償却費137億92百万円及び法人税等の支払額115億42百万円等を加減した結果、627億22百万円の収入となりました。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済等に伴い、定期預金の払戻による収入が預入支出を384億円上回ったことなどにより、300億35百万円の収入となりました。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出等により、713億62百万円の支出となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

業務の性格上、該当する情報がないため記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、「創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供する、アジア地域で最も選ばれた取引所」の実現を目指すことを将来ビジョンとして掲げております。

平成25年度から27年度を期間とする第一期中期経営計画（平成25年3月26日策定、平成26年4月28日アップデート）は、この将来ビジョン実現に向けた最初の3年計画であり、アジア地域の他取引所に対して、信頼性、流動性、IPO件数、市場時価総額、収益性といった様々な指標に照らし、総合的な優位性を確保するとともに、成熟した当社グループのマーケット・インフラのアジア地域での効果的活用やアジア地域の他取引所との連携等を通じて、アジアの成長を支え、アジア市場でのプレゼンスを高めることを指向します。

この中期経営計画のもとで、当社グループが取り組むべき主な重要課題は、以下のとおりです。

① 新しい日本株市場の創造

- ・平成26年1月より算出を開始したJ P X日経インデックス400の投資家における認知度の向上や、公的年金等による新指数の利用促進を目的として、その特徴・優位性に係る理解が社会的に浸透するための取組みを実施します。
- ・上場準備前の会社や関係者への「種まき」活動から、上場準備中の会社に対する「ステージに応じたサポート」、上場して間もない会社への「成長支援」といった活動を通じて、企業の成長支援のためのIPOの推進を図ります。
- ・呼値の単位の適正化や取引時間の拡大への取組みを通じ、参加者の多様化によるマーケットの活性化を図ります。
- ・政府における「金融・資本市場活性化有識者会合」の議論を踏まえ、現行の規制・税制の見直し、東京市場の国際金融センター化の実現に向け、具体的な提言を実施します。
- ・国内外の投資家から見た日本株の魅力向上のため、コーポレート・ガバナンスの向上やIFRSの普及を促進します。
- ・arrowheadのリニューアルによるレイテンシー（処理速度）の一層の向上、取引の電子化・高速化に伴うリスク管理機能の増強に取り組み、世界トップクラスのシステム優位性を堅持していきます。
- ・運用残高と多様性で、アジアトップのETF市場の実現と、世界第3位のREIT市場の地位を確立します。

② デリバティブ市場の拡大

- ・コモディティ・デリバティブ市場拡大の障害となる規制の見直しを働きかけるとともに、コモディティ分野への本格的な進出を図ります。
- ・次世代デリバティブシステムの開発ベンダーを選定するとともに、稼働時に導入する商品や制度要綱を策定し、新たなマーケットデザインの構築を進めます。
- ・国債関連商品の拡充・強化、海外指数を対象としたデリバティブ商品の開始や、OTCの受け皿となる新商品の開発・導入を進めるとともに、国内機関投資家の取引拡大に向け、顧客ネットワーク・ノウハウを活用したプロモーション体制を強化します。

③ 取引所ビジネス領域の拡大

- ・海外清算機関の本邦進出の動きに対応し、円金利関係の商品間でのクロスマーゲンの導入を通じて、円金利スワップ取引の清算の競争力強化を図るほか、外貨建金利スワップ取引を導入します。

④ アジア戦略

- ・ミャンマーにおける証券取引所設立及び資本市場育成支援、更には官民一体となったオールジャパン体制でのミャンマーモデルの成功を足掛かりに、この取引所運営支援モデルを周辺国にも展開し、アジアの経済発展に貢献します。
- ・TOPIX・ETFや先物等のアジアの取引所での上場を実現し、TOPIX等の知名度や日本のデリバティブ市場のプレゼンス向上を図ります。
- ・プロボンド市場の活用・振興やインフラファンド市場の開設とアジア発行体ファンドの上場を通じ、ASEAN諸国において今後一層旺盛になる産業設備需要や生活インフラ整備需要に対し、リスクマネー供給機能を発揮します。

⑤ 継続的な中長期的取組み

- ・平成24年度より開始した「+YOUプロジェクト」の一層の拡充により、同プロジェクトの認知度の向上と投資行動への誘引力の強化を図り、日本株に係る個人投資家層の更なる裾野拡大を図るとともに、デリバティブに係るイメージの改善・社会的機能の啓発に取り組むことにより、投資家層の厚いマーケットの形成を図ります。
- ・マーケットに対する信頼性向上のため、環境変化等に即した自主規制機能の発揮に努めます。

⑥ 統合効果の早期実現

- ・重複するシステムの統合や事業拠点の整理・見直し、当社グループ全体での業務効率化及び業務執行体制の見直しなど、市況変動にフレキシブルなコスト構造への転換を図り、平成27年度には85億円のコスト削減を目指します。

⑦ 新たな企業カルチャーの創出

- ・効率的・創造的な新たな企業カルチャーを創出し、4つの“C”（Customer First（お客様第一主義）、Credibility（社会からの信頼確保）、Creativity（創造性の追求）、Competency（社員の能力発揮））の定着に向けた意識改革を実行します。

4【事業等のリスク】

以下、当社グループの事業その他に関し、リスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しておりますが、これらのリスクは必ずしもすべてのリスクを網羅したのではなく、提出日現在では想定していないリスクや重要性が低いと考えられるリスクも、今後、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、必ずしもリスク要因には該当しないと考えられる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、記載事項のうち将来に関する事項は、提出日現在において入手可能な情報等に基づいて判断したものであります。

(1) 経営体制の特徴等について

① 企業理念等について

取引所金融商品市場の運営については、金融商品取引法において、「有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者の保護に資するよう運営されなければならない」と規定されており、当社グループでは、以下の内容を企業理念として、事業を遂行いたします。

- ・ 私たちは、公共性・信頼性の確保、利便性・効率性・透明性の高い市場基盤の構築、創造的・魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。
- ・ 私たちは、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

② 取締役会の構成について

当社では、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るため、委員会設置会社形態を採用しており、経営監視・監督機能の中心的役割を担う取締役会は、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から、過半を社外取締役で構成しております（平成26年3月31日現在の取締役14名中、8名が社外取締役）。

当社では、上場会社の役員等、法律専門家、公認会計士及び学識経験者を社外取締役として選任しており、各人はそれぞれの分野で高い見識を認められた人材であることから、経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制が構築されているものと認識しております。

また、公共性・公益性の高い清算・決済インフラの提供主体として、中立的かつ利用者の意見を反映させた業務運営を実現する観点から、株式会社日本証券クリアリング機構の取締役会についても社外取締役を中心とした構成としており、過半を参加者である証券会社や公益団体から選任しております。

当社グループは、収益の多くを証券会社や上場会社から得ていることから、当社グループと証券会社や上場会社は利害が対立する可能性があります。当社グループでは、市場の利用者である証券会社や上場会社等のステークホルダーの意見等を経営に反映していくことが、市場全体の安全性・利便性・効率性の維持・改善に寄与し、ひいては当社グループの企業価値の向上にも資するものと認識しております。

③ 持株会社であることについて

当社は持株会社であるため、収入は、経営管理料収入や子会社や関連会社からの配当金に大きく依存しますが、法律上又は事業上の制約により、当社への子会社や関連会社からの配当金の支払いは制限される可能性があります。

当社の子会社である日本取引所自主規制法人は、金融商品取引法において、営利の目的をもって業務を行ってはならない旨、規定されていることから配当を行うことができず、また、子会社である株式会社日本証券クリアリング機構は、清算機関としての企業の継続性及び決済履行保証スキーム（「(5) 決済履行確保の仕組みについて」参照）の機能確保の観点から、一定の剰余金を確保する必要があります。（「金融市場インフラのための原則」（平成24年4月：国際決済銀行・支払決済システム委員会、証券監督者国際機構専門委員会の共同報告書）においても、「（より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事しているCCPは）極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある2先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。」との原則が掲げられております。）

当社グループは、配当について「取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を40%程度とすること」を目標としておりますが、当社の子会社や関連会社が、当社に配当を行うだけの十分な収益やキャッシュ・フローを確保できなかった場合には、当社の株主に対する配当が困難もしくは不可能となる可能性があります。

(2) 法令等による規制等について

① 免許制の事業であることについて

当社グループは金融商品取引法及び関連する諸法令の規制の下、事業を行っております。

当社は、金融商品取引法が定める内閣総理大臣の認可（以下、「取引所持株会社認可」といいます。）を受けた「金融商品取引所持株会社」であり、当社の子会社である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、同法が定める内閣総理大臣の免許（以下、「取引所業免許」といいます。）を受けて、取引所金融商品市場を開設・運営する「金融商品取引所」であります。なお、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、同法が定める内閣総理大臣の認可（以下、「自主規制業務の委託認可」といいます。）を受けて、自主規制業務を日本取引所自主規制法人に委託しており、日本取引所自主規制法人は同法が定める内閣総理大臣の認可（以下、「自主規制業務認可」といいます。）を受けて、自主規制業務を行っております。

また、株式会社日本証券クリアリング機構は、同法が定める内閣総理大臣の免許を受けて、金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業等を行っております。

さらに、金融商品取引清算機関の総株主の議決権の100分の20（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、100分の15）以上の数の議決権を取得し、若しくは保有しようとする場合、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされており、当社及び株式会社日本証券クリアリング機構は当該認可を受けております。

現時点におきましては、上記免許又は認可が取消しとなるような事由は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により、同法が定める取消事由等に該当し、内閣総理大臣より免許又は認可の取消処分を受けることとなった場合又は業務の全部若しくは一部の停止等の処分を受けることとなった場合等には、当社グループの事業運営及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

<許認可等の概要>

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	免許又は認可の取消事由
取引所持株会社認可	金融商品取引法第106条の10第1項	株式会社日本取引所グループ	なし	同法 第106条の26、第106条の28第1項
取引所業免許	同法 第80条	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所	なし	同法 第134条第1項、第148条、第152条第1項
自主規制業務の委託認可	同法 第85条第1項	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所	なし	同法 第153条の2
自主規制業務認可	同法 第102条の14	日本取引所自主規制法人	なし	同法 第153条の4
金融商品債務引受業免許	同法 第156条の2	株式会社日本証券クリアリング機構	なし	同法 第156条の17第1項、第2項
金融商品取引清算機関の主要株主認可	同法 第156条の5の5	株式会社日本取引所グループ 株式会社日本証券クリアリング機構	なし	同法 第156条の5の9第1項

② 業務内容の制限等について

金融商品取引法において、金融商品取引所持株会社である当社は、子会社である株式会社金融商品取引所等の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができないとされており、金融商品取引所である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務以外の業務を行うこと、自主規制法人である日本取引所自主規制法人は、自主規制業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行うことを禁止されており、業務範囲が制限されております。同様に、金融商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構も、金融商品債務引受業等及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされており、内閣総理大臣の承認を受けた場合にのみ、金融商品債務引受業に関連する業務を行うことができるとされております。

また、子会社につきましても、金融商品取引所持株会社及び金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならないとされており、内閣総理大臣の認可を受けた場合にのみ、取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができることとされております。

このほか、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人及び株式会社日本証券クリアリング機構は、定款、業務規程、受託契約準則、業務方法書を変更する場合には、内閣総理大臣の認可が必要である旨、定められているなど、当社グループは法令による広範な規制の下、業務を行っております。

これらの規制は、有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者の保護に資することを目的としており、必ずしも当社の株主を保護することを目的とはしていないため、将来、何らかの理由により、業務上必要な認可が得られないような場合には、当社グループが必要とする施策を実行できず、事業機会を逸失するなど、当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 当社の発行済株式の取得及び所有に係る制限等について

金融商品取引法において、金融商品取引所持株会社である当社が発行する株式につきましては、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引所持株会社又は地方公共団体その他政令で定める者を除いて、何人も、総株主の議決権の100分の20（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、100分の15）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除きます。以下、「対象議決権」といいます。）を取得し、又は保有してはならないとされております。

また、総株主の議決権の100分の5を超える対象議決権の保有者となった者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならないものとされております。

④ 法改正による影響等について

当社グループの事業に関連する法規制の導入・改正・撤廃や法規制の執行に関する方針の変更は、直接的に又はその結果生じる市場環境の変化を通じて、当社グループに悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、規制内容の変更に伴う競争環境の変化や証券税制の変更は、当社グループの市場シェアや取引量の減少に繋がる可能性があります。

将来における法規制の変更内容及びそれが当社グループの事業に与える影響を予測することは困難であり、当社グループがコントロールしうるものでもありませんが、新たな規制等が実施された場合には、当社グループの業務遂行や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 収益構造の特徴等について

① 金融市場の動向による影響について

当社グループの営業収益のうち、「取引参加料金」及び「証券決済関係収入」（それぞれ平成26年3月期の連結営業収益に占める割合が46.6%、17.5%）は有価証券やデリバティブ商品の売買代金・取引高の水準に、「上場関係収入」（同10.6%）は上場する企業の時価総額や資金調達額、新規上場会社数の水準などにそれぞれ大きく依拠しております。

したがって、当社グループの収益は、有価証券やデリバティブ商品の流通市場並びに有価証券の発行市場の動向、ひいては世界的な金融市場の動向や国内外の経済情勢の影響を大きく受けることとなります。

特に、上場会社の大多数は日本企業であることから、日本経済の状況が当社グループの業績に及ぼす影響は大きく、景気の低迷等により、流通市場及び発行市場を取り巻く環境が悪化し、現物市場及びデリバティブ市場における取引量、上場企業の時価総額、資金調達額等が減少した場合には、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、流通市場や発行市場の動向は、経済環境その他様々な要因により大きく変動する場合があるため、その動向を精緻に予測することは非常に困難です。

② 外国人投資家の動向による影響について

平成25年1月～12月における外国人投資家の取引量は、株式の売買代金では5割程度を占め、デリバティブ取引の主力商品である日経225先物やTOPIX先物の取引高においては過半を超えるなど、重要な割合を占めております。

したがって、日本経済、日本企業一般の株価パフォーマンス又は為替レートの状況や規制強化等により、外国人投資家にとっての日本市場への投資魅力が減退し、取引量が減少することとなった場合には、当社グループの事業運営及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ システム投資について

近年のIT技術の発展により金融商品取引所もシステムの高度化が進んでおり、その安定性・処理性能等が市場間競争における優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

当社グループでは、現物市場の売買システムとして、高速性・信頼性・拡張性を兼ね備えた「arrowhead」を、デリバティブ市場の取引システムとして、世界標準の取引機能と世界水準の注文処理性能を兼ね備えた「J-GATE」をそれぞれ稼働しております。

今後も、金融テクノロジーの発達に伴う投資手法の高度化・多様化等、刻々と変化を続ける利用者のニーズに適切に対応し、金融商品取引所としての競争力を維持していくためには、ITに関する設備投資を継続し、取引システム等の改良に努めていく必要があります。「arrowhead」については、平成27年度に、「J-GATE」については、平成28年度にそれぞれリプレースを予定しております。

しかしながら、これらの設備投資により、必ずしも直ちに収益が拡大するとは限らず、市況の悪化等により、コストに見合う収益を生み出すことができなかつた場合には、当社グループの業績が圧迫されるとともに、その後における追加的な設備投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 自主規制機能について

投資者が取引所金融商品市場に安心して参加するためには、市場が公正で信頼できるものである必要があり、市場の公正性・信頼性を確保するためには、自主規制機能が適切に発揮されることが不可欠です。

当社グループの企業体としての利害と市場の公正性との間の利益相反問題の回避に万全を期するとともに、その実効性を確保するため、持株会社の傘下に市場運営会社（株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所）と自主規制法人（日本取引所自主規制法人）を置いており、日本取引所自主規制法人は株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所からの委託を受けて自主規制業務を行っております。

この自主規制業務の委託料については、金融商品取引法において、自主規制法人が委託を受けた自主規制業務を行うために適正かつ明確な算出方法が委託契約に定められていることが求められていることから、長期かつ固定的な金額を基本としております。

当社グループでは、自主規制機能は市場運営と密接不可分な市場開設者としての機能の根幹であり、市場についての一種の品質保証であるとともに、市場のブランドを維持向上させるものであると認識しており、中長期的に収益の獲得・向上に資するものであると考えておりますが、短期的には、自主規制機能の発揮が営利性の追求と相反する側面があるとともに、市場環境の悪化等により、当社グループの経営成績が順調に進展しない場合には、自主規制機能にかかる業務に必要な経営資源を投入した結果、当社グループの業績が圧迫される可能性があります。

また、金融商品取引所との比較において自主規制業務に関する負担が著しく低い私設取引システム（いわゆるPTS。以下、「PTS」といいます。）等との競争においては、コスト構造上、不利に働く可能性があります。

(4) 取引システムについて

現物及びデリバティブの売買・清算並びにこれらに関連する業務は、システムを通じて処理されていることから、市場の安定性・信頼性を維持するためには、取引システムの安定稼働が必須の要件となっております。

また、近年、金融テクノロジーの発展に伴い、取引システムは高度化してきており、取引システムの性能が、取引所ビジネスにおける競争力の源泉となっております。

当社グループでは、過去にシステム障害やキャパシティの不足により売買停止に至ったことがあります。将来、同様の事態が発生する可能性を完全に否定することはできません。

利用者の要望に適切に対応することができず、取引システムの性能が他の取引所等の提供するシステムに劣後することとなった場合又はシステム障害等の発生により、市場の信頼性が毀損した場合には、取引量が減少し、当社グループの事業、財政状態、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 決済履行確保の仕組みについて

日本には東京証券取引所をはじめ、有価証券の売買を行うための金融商品取引所¹が4つありますが、これらの取引所における有価証券の売買については、すべて株式会社日本証券クリアリング機構が清算業務を行っております。同社は、PTS²における有価証券の売買についても、清算業務の対象としております。また、大阪取引所における先物・オプション取引についても、同社が清算を行っており、さらには、店頭デリバティブ取引であるCDS取引及び金利スワップ取引並びに国債店頭取引も清算業務の対象としております。

株式会社日本証券クリアリング機構は清算機関として市場参加者が行った取引の債務を負担し、債権・債務の当事者となって、決済の履行を保証しております。これにより、市場参加者は取引相手方の信用リスクを意識せずに取引を行うことが可能となりますが、一方で、清算参加者が決済不履行を起こした場合でも、株式会社日本証券クリアリング機構には他の清算参加者との決済を履行する義務があります。

このため、同社では、清算参加者の決済不履行に伴い損失が生じた場合には、決済不履行を発生させた清算参加者の担保等によりその損失を補填する自己責任原則を基本としつつ、万が一不足が生じる場合には、株式会社日本証券クリアリング機構の自己資金を充てるほか、他の清算参加者にも負担を求める損失補償制度を設けております。

清算参加者が決済不履行を起こした場合、株式会社日本証券クリアリング機構は、当該清算参加者を当事者とする債務の引受け又は負担の停止並びに株式会社日本証券クリアリング機構が当該清算参加者に引き渡すべき有価証券及び金銭の引渡しを停止するとともに、引渡しを停止した有価証券及び金銭を、当該清算参加者の決済不履行の弁済に充当します。なお、株式会社日本証券クリアリング機構では、他の清算参加者との決済について、資金決済銀行に対して確保している流動性供給枠などを利用してこれを履行します。

以上の処理後においても、株式会社日本証券クリアリング機構の損失が解消されない場合には、以下に記載する方法により、損失の補填を行います。なお、この補填は、有価証券の売買、先物・オプション取引、CDS取引、金利スワップ取引及び国債店頭取引のそれぞれの清算に係る損失について、不履行清算参加者の清算資格に応じて、個別に行います。

決済不履行発生時の有価証券の売買及び先物・オプション取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

- ① 不履行清算参加者が預託している担保（清算基金³等の清算預託金や取引証拠金⁴）による補填
- ② 金融商品取引所等の損失補償による補填⁵
- ③ 株式会社日本証券クリアリング機構による補填
- ④ 不履行清算参加者以外の清算基金による補填（先物・オプション取引のみ）
- ⑤ 不履行清算参加者以外による相互保証

したがって、清算参加者の決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記①の対応によっても、同社の損失を補填しえない場合には、②については、損失補償契約に定められた金額（現物取引：104億円、先物・オプション取引：174億円）を上限として、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪取引所が補填を行うことにより、また、③については、株式会社日本証券クリアリング機構が証券取引等決済準備金として積み立てた金額（平成26年3月末時点での金額は128億円）を上限として補填を行うことにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

¹ 有価証券の売買を行うための金融商品取引所：東京証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所及び福岡証券取引所

² PTS：SBI ジャパンネクスト証券株式会社及びチャイェックス・ジャパン株式会社が運営するPTS

³ 清算基金：清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているものです。その所要額は、例えば、有価証券の売買については、DVP決済を採用しているこ

とにより元本リスクが排除されていることを踏まえ、過去の価格変動及び各清算参加者の未決済残高の実績に基づき、再構築費用リスクをカバーするように計算されます。

- ⁴ 取引証拠金：清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているもので、その所要額は、先物・オプション取引の建玉について、SPAN[®]※で計算した額から、ネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額以上となります。

※ SPAN[®]：CME（シカゴ・マーカンタイル取引所）が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Riskの略。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。

- ⁵ 金融商品取引所等の損失補償による補填：株式会社日本証券クリアリング機構が金融商品取引所等との間で締結している損失補償契約に基づき、当該契約に定める金額を上限に損失を補填します。現物取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と5つの金融商品取引所との契約に加え、株式会社日本証券クリアリング機構と各PTSとの契約があり、補償限度額は合計で111億円（うち当社グループである株式会社東京証券取引所と株式会社大阪取引所の補償限度額の合計は104億円。）となっております。また、先物・オプション取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所との契約で、補償限度額は合計で174億円となっております。

また、決済不履行発生時のCDS取引及び金利スワップ取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

- ① 不履行清算参加者が預託している担保（当初証拠金⁶及びCDS清算基金又は金利スワップ清算基金⁷）による補填
- ② 株式会社日本証券クリアリング機構による補填（第一階層決済保証準備金）
- ③ 不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金及び株式会社日本証券クリアリング機構による補填（第二階層決済保証準備金）
- ④ 不履行清算参加者以外の清算参加者の特別清算料⁸による補填
- ⑤ 破綻後における変動証拠金⁹等の累計が勝ち方の不履行清算参加者以外の清算参加者による補填

したがって、清算参加者のCDS取引又は金利スワップ取引に係る決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記①までの対応によっても、同社の損失を補填しえないときには、CDS取引及び金利スワップ取引それぞれの清算業務について、②については、株式会社日本証券クリアリング機構が第一階層決済保証準備金として積み立てている各20億円を上限として補填することにより、③については、株式会社日本証券クリアリング機構が第二階層決済保証準備金として積み立てている各20億円を上限として補填することにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

なお、国債店頭取引についても、清算参加者の決済不履行に伴う損失が発生した場合、不履行清算参加者から預託を受けた当初証拠金等によってその損失を補填する制度を基本としつつ、万が一不足が生じる場合には、株式会社日本証券クリアリング機構の自己資金を充てるほか、原取引の相手方に対し事後的に損失の負担を求める等、不履行清算参加者以外の清算参加者が損失を補填する決済保証制度を設けておりますが、清算機関等に関する国際的な基準である「金融市場インフラのための原則」などの国際的な規制動向を踏まえたものとすべく、現在、清算基金制度の導入や不履行清算参加者以外の清算参加者による損失負担の具体的な方法の見直しを検討しているところであり、決済不履行時に株式会社日本証券クリアリング機構が補填する金額についても、今後決定することを予定しております。

⁶ 当初証拠金：各清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対するCDS取引又は金利スワップ取引に係る債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているもので、その所要額は、それぞれの取引について清算参加者が破綻した場合に、そのポジション処理が完了するまでの間に価格（金利スワップ取引についてはイールド・カーブ）が変動することにより想定される損失額に、一定のリスクをカバーする額を加算して計算されます。

⁷ CDS清算基金・金利スワップ清算基金：各清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対するCDS清算業務又は金利スワップ取引清算業務に係る債務（他の清算参加者の決済不履行により株式会社日本証券クリアリング機構に生じた損失を補填するために負担する債務を含みます）に充てる目的で預託を義務付けているものです。その所要額は、極端ではあるが現実には起こりうる市場環境下において複数の清算参加者が決済不履行を起こした場合等に、当該不履行清算参加者が預託する証拠金等が不足することで発生する損失をカバーするよう計算されます。

⁸ 不履行清算参加者以外の清算参加者の特別清算料：不履行清算参加者以外の清算参加者が、各清算参加者の清算基金所要額を上限として補填します。

⁹ 変動証拠金：各清算参加者のポジションについて、日々算出する正味現在価値の前日からの変動分を、日々、変動証拠金として現金により授受します。変動分が負となる清算参加者は株式会社日本証券クリアリング機構に支払い、正となる清算参加者は株式会社日本証券クリアリング機構から受け取ります。

(6) ライセンス契約について

① シカゴ・マーカントイル取引所とのSPAN利用に関するライセンス契約について

株式会社日本証券クリアリング機構は、先物・オプション取引の証拠金を受け入れておりますが、証拠金計算方式として、シカゴ・マーカントイル取引所が開発したSPAN方式を採用しております。

同方式を採用するに際し、シカゴ・マーカントイル取引所との間でSPANの利用に関するライセンス契約を締結しておりますが、不測の事態により当該契約が解消された場合には、SPAN方式に代わる証拠金計算方式の採用に伴うシステム改造負担等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 株式会社日本経済新聞社等との日経平均株価利用許諾契約について

当社グループのデリバティブ市場の主力商品である日経平均株価先物、日経225mini及び日経平均株価オプションに関しては、原資産である日経平均株価の利用許諾について株式会社日本経済新聞社との間で利用許諾契約を締結しております。

株式会社大阪取引所は株式会社日経新聞社に対し、日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引に関する利用許諾契約に基づき、契約基本料の他、取引高に応じて月額対価を支払っております。当該契約は、一方の当事者による契約義務不履行の場合や、議決権の過半数の株式譲渡又は取得、合併といった事由による当該契約関連事業の支配権に重大な変動が生じた場合等には、他方の当事者が通知を行うことにより当該契約を解約することができる内容となっておりますが、一方の当事者が契約を終了させる通知を行わない場合は、現在締結している契約の満了日である平成27年12月末から5年間ずつ自動更新されることとなっております。また、株式会社日経新聞社はやむを得ない事由が生じたときは、株式会社大阪取引所の了承を条件に日経平均株価の編集及び公表を廃止することができます。仮に上記の事由により、当該契約が終了した場合、株式会社大阪取引所は日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引の中断、あるいは中止を余儀なくされ、この場合、当社グループの経営成績が大きな影響を受ける可能性があります。

その他、当該契約に関して、当社グループの経営成績が大きな影響を受ける可能性がある事態が生じる場合としては、以下のようなものが考えられます。

- ・ 利用許諾料については当該契約の他に別途締結している覚書により、契約基本料の他、1先物取引及び1オプション取引当たり一定額を月額対価として株式会社大阪取引所が株式会社日経新聞社へ支払うこととなっておりますが、当該覚書の内容については、株式会社大阪取引所と株式会社日経新聞社が協議のうえ、変更される可能性があります。当該利用許諾料が大幅に変更された場合には、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- ・ 当該契約は独占契約ではないため、今後、国内外において株式会社大阪取引所以外の者が株式会社日経新聞社との間で日経平均株価利用許諾契約を締結し、利用権を取得する可能性があります。株式会社大阪取引所以外の者が日経平均株価の利用権を取得し国内外において日経平均株価先物・オプション取引を行い、その利便性が高い等の事情により大阪取引所市場の取引高が減少した場合、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(7) 競合について

① 現物市場に関する他の証券取引所、取引所外取引との競合について

現物取引及び上場企業の誘致等における競合は激しさを増してきており、市場の流動性、取引の執行にかかるスピード・コスト、取引システムの性能、取引参加者や上場会社に提供される商品やサービスの多様性、規制環境など、様々な分野において、今後も競合の激化は進展していくものと認識しております。

現状、当社グループにおける株式売買代金は、平成25年1～12月における国内上場株式の売買代金の9割超を占めており、日本における取引所外取引（PTS及び証券会社内部のクロッシング等）は1割に満たず、諸外国と比較すると低い水準となっておりますが、近年、PTSにおける取引量は増加傾向にあり、将来的には当社グループのシェアを奪う脅威となる可能性があります。

当社グループがこうした競争環境に適切に対応できず、市場の流動性、取引量、上場会社数等が減少した場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、近年、世界的に取引所業界は激しい価格競争にも晒されております。競合他社が当社グループよりも低い手数料等でのサービスの提供を開始し、当社グループにおいても、取引や上場にかかる手数料の引下げ等を行う必要が生じた場合には、当社グループの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

② シンガポール取引所の日経平均株価先物取引・オプション取引との競合について

大阪取引所市場における日経平均株価先物取引は主にシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引と競合しております。シンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引は、大阪取引所市場における日経平均株価先物取引と同じく、我が国株式市場を代表する指数である日経平均株価を対象とした株価指数先物取引です。

過去3年間の大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引の取引高は、次のとおりです。

年度	大阪取引所市場	シンガポール取引所市場
平成23年度	29,371,654単位	13,676,997単位
平成24年度	37,506,240単位	15,589,656単位
平成25年度	53,561,632単位	18,081,211単位

(注1) 大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引には、それぞれ日経225mini及びMini Nikkei 225 Index Futuresを含みます。ただし、これらは、取引金額換算では大阪取引所市場における日経平均株価先物取引の10分の1であるため、実際の取引高の10分の1としております。

(注2) シンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引 (Mini Nikkei 225 Index Futuresを除きます。) は、取引金額換算では大阪取引所市場における日経平均株価先物取引の半分であるため、実際の取引高の半分の記載しております。

指数オプション取引に関しては、大阪取引所市場における日経平均株価オプション取引が主に競合している商品として、シンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引があります。

過去3年間の大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引の取引高は、次のとおりです。

年度	大阪取引所市場	シンガポール取引所市場
平成23年度	41,907,719単位	1,246,472単位
平成24年度	53,277,810単位	2,856,806単位
平成25年度	52,419,426単位	5,114,293単位

(注) シンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引は、取引換算額では大阪取引所市場における日経平均株価オプション取引の半分であるため、実際の取引高の半分の記載しております。

平成25年度の大阪取引所市場における日経平均先物取引及び日経平均株価オプション取引の取引高は、シンガポール取引所市場のそれを上回っておりますが、今後の市場参加者の動向によっては、大阪取引所市場の利用者がシンガポール取引所市場に移ることで大阪取引所市場における取引高が減少し、当社グループの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 取引所間の経営統合について

取引所業界においては、平成19年から平成20年にかけて、欧米を中心にNYSEグループとユーロネクスト、ロンドン証券取引所とイタリア取引所、NasdaqとOMX等の国境を越えた取引所間の合従連衡の動きが見られました。

その後しばらくは目立った動きは見られませんでした。平成22年10月にシンガポール取引所とオーストラリア証券取引所が経営統合を発表すると、平成23年2月にはロンドン証券取引所グループとカナダのTMXグループ、ドイツ取引所とNYSEユーロネクストが相次いで経営統合を発表し、さらにはこれらの経営統合案に対抗するかたちで、カナダの銀行や年金基金から構成されるメイプル・グループがTMXグループの買収案を、Nasdaq OMXグループとインターコンチネンタル取引所が共同でNYSEユーロネクストの買収案を提示するなど、国際的な取引所再編を巡る動きが再燃しました。

しかしながら、シンガポール取引所とオーストラリア証券取引所は、オーストラリアの財務相が本経営統合提案を正式に却下したことから統合を断念し、また、Nasdaq OMX・インターコンチネンタル取引所は規制当局から承認が得られないことが確実になったこと、ロンドン証券取引所グループは株主の承認が得られない可能性が高まったことから、それぞれ提案を取り下げております。

結果としては、国境を越えた取引所間の統合は実現されませんでした。平成24年12月にはインターコンチネンタル取引所によるNYSEユーロネクストの買収が発表され、平成25年11月に同買収が完了しており、今後も国際的な取引所間の再編が起こる可能性があります。

他の取引所の経営統合による当社グループの事業への影響を予測することは困難ですが、国際的な取引所間の統合や提携が実現した場合には、より優れたサービスの提供やコスト削減につながる可能性があり、当社グループが競争優位性を失う可能性があるとともに、当社グループの国際的なプレゼンスの低下に繋がる懸念もあります。

(8) 危機管理への取組みについて

当社グループでは、市場開設者という社会インフラとしての責務を果たすべく、様々なリスクが発現した場合においても、事業を可能な限り継続し、止むを得ず中断する場合においても可能な限り早期に再開できるよう、BCP（緊急時事業継続計画）を策定しており、堅実かつ安定的な事業継続体制の整備に努めております。

しかしながら、地震・風水害・火災等の自然災害、電力・通信等の社会インフラの停止、物理的破壊行為・サイバーテロ等のテロ行為又は新型インフルエンザを始めとする疫病の蔓延等により、想定を上回る被害を受け、事業を長期的に中断せざるをえないこととなった場合には、甚大な経済的損失を被るとともに、社会的信用の低下等、深刻な事態をもたらす可能性があります。

また、事業の中断に至らなかった場合においても、被害の状況によっては、多額の回復費用が必要となり、当社グループの財政状態、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟に関するリスク等について

① 法令遵守に関するリスクについて

当社グループでは、取引参加者、上場会社等の企業情報や個人情報等を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を保有しております。当社グループの多くの役職員は、金融商品取引法においても秘密保持義務が課せられており、万一、役職員の故意又は過失により、情報漏えいといった事態が発生した場合には、監督官庁から処分等を科される可能性があるとともに、損害を被った市場利用者等から損害賠償等を求められる可能性もあります。

当社グループの事業は公共インフラとしての信頼性に支えられており、また、上場会社に対して、適時適切な情報開示の徹底や内部者取引を未然に防止するための体制整備を要請する立場にもあることから、当社グループ自らが範となり、他の上場会社に求めている内容と同等以上の情報管理・適時開示体制を構築していく必要があります。

したがって、当社グループでは、情報漏えいをはじめ、役職員の故意又は過失による法令違反行為を防止するための取組みに注力しておりますが、これらの取組みがすべての法令違反行為の発見・防止に対して有効であるとは限らず、役職員による法令違反行為を常に排除できるとは限りません。

役職員による法令違反行為が現実のものとなった場合には、監督官庁からの行政処分や市場利用者等からの損害賠償請求等、行政上又は司法上の制裁が科される可能性があるとともに、社会的信用の低下等により、当社グループの事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟に関するリスクについて

当社グループの事業は様々な法的責任に晒されており、これらには、役職員等又はコンピュータ・システムによる業務運営の中で、過誤が発生するリスク（いわゆるオペレーショナル・リスク）の顕在化による法的責任も含まれます。

オペレーショナル・リスクには、例えば次のようなものが考えられます。

- ・ 役職員が法令や当社グループの定款、業務規程その他の諸規則等に定められた適正な業務遂行（必要な市場規制措置等）を過誤等により怠る又は誤った措置を行うリスク
- ・ 障害や大規模災害によるシステム停止又はシステムに誤作動が発生するリスク
- ・ 役職員又はシステム運用業務委託先の過誤等により取引が中断されるリスク
- ・ 当社グループが算出を行っているTOPIX等の株価指数や統計情報等、配信を行う各種情報に誤謬が生じるリスク

上記のリスクが顕在化した場合には、監督官庁から処分等を科される可能性があるとともに、損害を被った市場利用者から損害賠償等を求められる可能性もあります。

当社グループでは、規則や契約等において、利用者が損害を受けた場合であっても、当社グループに故意又は重過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない旨を定めておりますが、オペレーショナル・リスクの顕在化を含むなんらかの要因により訴訟が提起された場合には、訴訟費用が多額にのぼる可能性があるとともに、訴訟において当社グループに不利な決定がなされた場合には、訴訟に伴う損害賠償のみならず、社会的な信用の低下等を通じて、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ みずほ証券株式会社との訴訟について

平成17年12月8日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から提起されておりました、当社の連結子会社である株式会社東京証券取引所に対する415億円の損害賠償請求事件について、平成25年7月24日、東京高等裁判所より、同社に賠償金（107億円及び遅延損害金）の支払いを命ずる第一審判決の一部を変更するとともに、同判決に基づく強制執行を免れるために株式会社東京証券取引所が支払った132億円と本判決による認容額128億円との差額3億円を同社に返還することをみずほ証券株式会社に命ずる旨の控訴審判決が言い渡されました。

当判決を不服として、最高裁判所に対し、みずほ証券株式会社が上告の提起及び上告受理の申立てを、株式会社東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っており、現在係争中であります。

訴訟の結果によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) レピュテーション・リスクについて

当社グループでは、社会的な信用力やブランド力を、競争力の源泉の一つとして認識しております。

当社グループの社会的な信用は、システム及び自主規制業務等における過誤等、当社グループに起因する様々な要因のみならず、取引参加者や上場会社等の市場参加者又はその他の第三者による不法行為等によっても毀損される可能性があります。

当社グループの社会的な信用の毀損は、取引高の減少や発行会社の当社グループが開設する市場への上場を妨げる要因となる可能性があり、ひいては、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 保有するシンガポール取引所株式について

株式会社東京証券取引所グループは、平成19年6月に、シンガポール取引所との緊密な提携関係の構築を目的として、シンガポール取引所に上場する同社株式53,051千株を取得（発行済株式の4.99%に相当。取得金額374億円）しましたが、同社株式の下落に伴い、平成21年3月に207億円の投資有価証券評価損を計上しております。

当社グループでは、今後もシンガポール取引所との間で、当社グループの収益の向上に寄与する連携等について協議を進めていく方針ですが、シンガポール取引所株式の株価や為替の変動は、当社グループの純資産や包括利益に影響を及ぼすとともに、再度、評価損の計上を余儀なくされるような状況となった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約内容	相手方の名称	契約会社名	契約期間	備考
日経平均先物取引、ミニ日経平均先物取引及び日経平均オプション取引に係る「日経平均株価」の利用許諾に関する契約	株式会社日本経済新聞社	株式会社大阪取引所	平成23年1月1日から5年間 以後5年毎に自動更新	
SPANの利用に係るライセンス契約	Chicago Mercantile Exchange	株式会社日本証券クリアリング機構	平成16年2月2日	※
Click XT（各種デリバティブ商品に係るソフトウェア）に係るライセンス契約	OMX TECHNOLOGY AB	株式会社大阪取引所	平成21年9月18日から約6年間	
J-GATEの運用保守契約	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社大阪取引所	平成22年10月16日から平成27年10月15日まで	

※ 期間の定めのない契約のため、契約の効力発生日を記載しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであり、将来に生じる実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。

この連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるために、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況－1 連結財務諸表等－(1) 連結財務諸表－注記事項－(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

(営業収益の状況)

①取引参加料金

取引参加料金は、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、現物の売買代金及びデリバティブの取引高等に応じた「取引料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

当連結会計年度の取引参加料金は、前年同期比81.3%増の541億55百万円となりました。

・取引参加料金の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
			増減 (%)
取引参加料金	29,868	54,155	81.3
取引料	22,933	45,347	97.7
現物	15,204	32,058	110.8
デリバティブ	7,728	13,288	71.9
TOPIX先物取引	1,526	1,952	28.0
日経平均株価先物取引	2,003	4,795	139.3
日経平均株価指数オプション取引	2,210	4,661	110.9
長期国債先物取引	1,770	1,625	△8.2
その他	217	253	16.7
基本料	1,107	1,183	6.9
アクセス料	3,738	4,980	33.2
売買システム施設利用料	2,019	2,544	26.0
その他	68	101	46.7

<参考>

・株券の売買代金及びデリバティブの取引高等

	1 日 平 均			期 間 合 計		
	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月 31 日)		前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月 31 日)	
			増減 (%)			増減 (%)
<現物>※ 東証市場第一部 株券売買代金 (百万円)	1,500,636	2,677,054	78.4	367,655,877	655,878,243	78.4
東証市場第二部 株券売買代金 (百万円)	6,568	21,618	229.1	1,609,248	5,296,453	229.1
マザーズ株券 売買代金 (百万円)	23,668	133,773	465.2	5,798,596	32,774,501	465.2
JASDAQ 株券売買代金 (百万円)	30,392	114,666	277.3	7,446,091	28,093,170	277.3
<デリバティブ> TOPIX先物 取引高 (単位)	68,204	94,297	38.3	16,710,007	23,102,699	38.3
日経平均株価 先物取引高 (単位)	89,893	124,567	38.6	22,023,678	30,519,035	38.6
日経225mini 先物取引高 (単位)	631,941	940,514	48.8	154,825,621	230,425,970	48.8
日経平均株価指数 オプション取引 金額 (百万円)	23,539	39,959	69.8	5,767,127	9,789,980	69.8
長期国債先物 取引高 (単位)	38,700	34,975	△9.6	9,481,403	8,568,919	△9.6

※ 普通株式における立会内、立会外を含んだ株券売買代金を記載しております。また、東証市場第一部及び第二部株券売買代金は、市場統合前の大証市場第一部及び第二部株券売買代金をそれぞれ含んでおります。

②上場関係収入

上場関係収入は、新規上場や上場会社の新株券発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」に区分されます。

当連結会計年度の上場関係収入は、前年同期比33.6%増の123億8百万円となりました。

・上場関係収入の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月 31 日)	
			増減 (%)
上場関係収入	9,216	12,308	33.6
・新規・追加上場料	3,118	5,287	69.5
・年間上場料	6,097	7,020	15.1

<参考>

・上場会社数並びにETF、ETN及びREITの上場銘柄数

(単位：社)

	新規上場会社数			上場会社数		
	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	
			増減			増減
東証市場第一部 ・第二部	21	27	6	2,327	2,355	28
テクニカル上場	8	11	3			
マザーズ	26	31	5	185	195	10
テクニカル上場	0	2	2			
JASDAQ	16	14	△2	905	863	△42
テクニカル上場	2	1	△1			
合計	63	72	9	3,417	3,413	△4
テクニカル上場	10	14	4			

(注1) 新規上場会社数は、市場統合前の東証市場、大証市場間の経由上場を除いております。また、上場会社数は、市場統合前の東証市場、大証市場間の重複上場を除いております。

(注2) 東証市場第一部・第二部の新規上場会社数及び上場会社数は、市場統合前の大証市場第一部・第二部の新規上場会社数及び上場会社数をそれぞれ含んでおります。

(注3) テクニカル上場は、合併や株式移転等により設立された会社の新規上場となります

(単位：銘柄)

	新規上場銘柄数			上場銘柄数		
	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	
			増減			増減
ETF	11	20	9	136	155	19
ETN	4	9	5	14	23	9
REIT	6	5	△1	39	44	5
テクニカル上場	0	0	0			

(注1) 市場統合前の大証市場の新規上場銘柄数及び上場銘柄数を含んでおります。

(注2) テクニカル上場は、合併や株式移転等により設立された銘柄の新規上場となります。

・上場会社の資金調達額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	増減 (%)
	上場会社の資金調達額	2,182,777	2,981,605

(注) 東証市場における株主割当、公募(新規上場時の公募を含む。)、第三者割当、優先株式、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の権利行使による資金調達の合計金額(上場商品を除く。)

③情報関係収入

情報関係収入は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収入(相場情報料)を中心に、コーポレートアクション情報をはじめとする各種情報の提供及び指数ビジネスに係る収入等から構成されます。

当連結会計年度の情報関係収入は、前年同期比25.6%増の161億16百万円となりました。

④証券決済関係収入

証券決済関係収入は、株式会社日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

当連結会計年度の証券決済関係収入は、前年同期比86.3%増の203億34百万円となりました。

⑤その他の営業収益

その他の営業収益は、売買・相場報道等の各種システムと取引参加者・ユーザをつなぐネットワーク回線利用料、売買執行の高速化等を目的として、システムセンター内に取引参加者が機器等を設置するコロケーションサービスに係る利用料、国内外の市場とのコネクティビティを多様化し、また情報ベンダーなど取引参加者以外の市場関係者の方々も利用できるプロキシミティサービスに係る利用料並びに株式会社東証システムサービスが行うシステム開発・運用収入等から構成されます。

当連結会計年度のその他の営業収益は、前年同期比50.2%増の133億36百万円となりました。

・その他の営業収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
			増減 (%)
その他の営業収益	8,879	13,336	50.2
ネットワーク回線利用料	3,060	3,389	10.8
コロケーション・プロキシミティ利用料	1,855	2,566	38.3
その他	3,963	7,380	86.2

(営業費用の状況)

当連結会計年度の人件費は、前年同期比17.0%増の151億41百万円となりました。

システム維持・運営費は、株券等の売買システムをはじめとした各種システムの維持及び管理運用に係る費用等から構成されます。当連結会計年度のシステム維持・運営費は、前年同期比33.8%増の116億42百万円となりました。

当連結会計年度の減価償却費は、前年同期比19.0%増の134億13百万円となりました。

当連結会計年度のシステム開発原価は、前年同期比63.0%増の76億8百万円となりました。

また、その他の営業費用は、前年同期比18.9%増の173億25百万円となりました。

(3) 当連結会計年度の財政状態及びキャッシュ・フローの状況

(資産、負債及び純資産の状況)

資産及び負債には、証券取引等の安全性を確保するための諸制度に基づく清算預託金等（売買・取引証拠金、清算基金及び決済促進担保金から構成されます。）、信託金、取引参加者保証金及び違約損失積立金が計上されております。そのうち清算預託金等については、多額かつ清算参加者のポジションや株価の変動などにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、清算預託金等の変動に大きな影響を受けることとなります。

当連結会計年度末の資産は、売買の増加等により清算預託金等の預入れが増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ1,273億27百万円増加し、1兆4,037億13百万円となりました。一方、清算預託金等、信託金及び違約損失積立金を控除した後の資産は、短期借入金の返済を進めたことに伴う現預金の減少などから、前連結会計年度末に比べ249億78百万円減少し、2,625億70百万円となりました。

当連結会計年度末の負債は、資産と同様に清算預託金等が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ1,043億86百万円増加し、1兆2,016億94百万円となりました。また、清算預託金等、信託金及び取引参加者保証金を控除した後の負債は、借入金の返済を進めたことなどから、前連結会計年度末に比べ495億33百万円減少し、837億16百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加などにより、前連結会計年度末に比べ229億41百万円増加し、2,020億18百万円となりました。また、違約損失積立金を控除した後の純資産は、1,740億70百万円となりました。

<参考>

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
平成26年3月期	1,403,713 (262,570)	202,018 (174,070)	14.0 (64.1)	715.19 (613.39)
平成25年3月期	1,276,386 (287,548)	179,077 (151,129)	13.8 (51.7)	643.01 (541.21)

(注) ① 総資産の()内は、総資産から清算預託金等、信託金及び違約損失積立金(以下、「特定資産」という。)を控除して算出した数値であります。

② 純資産の()内は、純資産から違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

③ 自己資本比率及び1株当たり純資産の()内は、総資産から特定資産、また純資産から違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

(キャッシュ・フローの状況)

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況－1 業績等の概要－(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況－4 事業等のリスク」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、国際的な市場競争力を強化するため、売買システムや清算システム等の開発を行い、全体で約127億円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	賃借面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
株式会社 東京証券取引所	本社 (東京都中央区)	本社ビル	402	48,558	3,900

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,090,000,000
計	1,090,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	274,534,550	274,534,550	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	274,534,550	274,534,550	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年1月1日 (注1)	26,730,000	27,000,000	—	4,723	—	4,825
平成25年1月1日 (注2)	—	27,000,000	—	4,723	△1,825	3,000
平成25年1月1日 (注3)	45,906,810	72,906,810	6,776	11,500	—	3,000
平成25年3月8日 (注4)	△17,999,900	54,906,910	—	11,500	—	3,000
平成25年10月1日 (注5)	219,627,640	274,534,550	—	11,500	—	3,000

(注1) 株式分割(1:100)によるものであります。

(注2) 合併後の当社の資本準備金の額を3,000百万円とするため、平成24年11月20日開催の株主総会の決議に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。

(注3) 株式会社東京証券取引所グループとの合併に際して、平成24年12月31日(月曜日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は同年12月28日(金曜日))における株式会社東京証券取引所グループの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その所有する株式会社東京証券取引所グループの普通株式1株につき、株式分割後の株式会社大阪証券取引所の普通株式20.19株の割合をもって割当交付しております。

(ただし、株式会社東京証券取引所グループが保有する自己株式26,260株については、株式の割当ては行っておりません。)また、資本金の増減額は、合併により株式会社東京証券取引所から受け入れたものです。

(注4) 株式会社東京証券取引所グループが株式会社大阪証券取引所への公開買付により取得し、合併により自己株式となった17,999,900株の全株を、平成25年3月8日付で消却しました。

(注5) 株式分割(1:5)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	55	76	159	396	15	20,991	21,692	—
所有株式数（単元）	—	607,535	881,458	128,353	991,101	112	136,682	2,745,241	10,450
所有株式数の割合（%）	—	22.13	32.11	4.68	36.10	0.00	4.98	100.00	—

（注）自己株式2,655株は、「個人その他」に26単元及び「単元未満株式の状況」に55株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
SMBCFレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7-12	7,643	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,620	2.78
ザバンクオブニューヨーク ノントリーテイー ジヤスデツク アカウント（常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行）	GLOBAL CUSTODY, 32ND FLOOR ONE WALL STREET, NEW YORK NY 10286, U. S. A. （東京都千代田区丸の内2丁目 7-1）	5,895	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,429	1.98
サジャツプ（常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行）	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA （東京都千代 田区丸の内2丁目7-1）	4,501	1.64
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	4,418	1.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,778	1.38
岡地証券株式会社	愛知県名古屋市中区栄3丁目7-26	3,575	1.30
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町7番2号 ペ んてるビル	3,528	1.29
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦3丁目23-21	3,234	1.18
計	—	49,623	18.08

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 274,521,500	2,745,215	—
単元未満株式	普通株 10,450	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	274,534,550	—	—
総株主の議決権	—	2,745,215	—

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社日本取引所グループ	東京都中央区 日本橋兜町2 番1号	2,600	—	2,600	0.00
計	—	2,600	—	2,600	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	2,655	5
当期間における取得自己株式	—	—

(注)1. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当事業年度における取得自己株式の株式数は、株式分割前に買取請求により取得した90株及び株式分割により増加した360株に、株式分割後に買取請求により取得した2,205株を加えたものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,655	—	2,655	—

3【配当政策】

当社グループは、取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性を40%程度とすることを目標とします。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の回数については、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当の状況は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成25年10月23日 取締役会	4,392	(注) 80
平成26年5月13日 取締役会	7,412	27

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成25年9月30日であるため、平成25年10月1日付の株式分割を考慮しておりません。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高（円）	521,000	504,000	468,000	464,000 ◇8,930	12,250 ◆3,085
最低（円）	299,600	358,500	316,000	292,000 ◇3,740	7,550 ◆1,968

(注) 1. 株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであり、平成22年10月12日から平成24年12月28日までは大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、平成25年1月4日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 第12期において、当社が平成25年1月1日付で実施した1株を100株に分割する株式分割に伴う権利落ち後の株価につきましては、◇印を付けております。また、第13期において、平成25年10月1日付で実施した1株を5株に分割する株式分割に伴う権利落ち後の株価につきましては、◆印を付けております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高（円）	2,382	2,988	3,085	3,020	2,626	2,596
最低（円）	1,968	2,203	2,707	2,483	2,266	2,206

5【役員 の 状 況】

(1) 平成26年6月11日（有価証券報告書提出日）現在の役員 の 状 況 は、以下 の と お り で す。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	取締役会 議長	林 正和	昭和20年 4月6日生	昭和43年4月 平成4年6月 平成12年6月 平成15年1月 平成16年7月 平成17年7月 平成19年8月 平成19年10月 平成25年1月 平成25年6月	大蔵省（現財務省）入省 同省証券局総務課長 同省主計局長 財務事務次官 財務省顧問 日本投資者保護基金理事長 株式会社東京証券取引所グループ取締役 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所 自主規制法人）理事長 当社取締役（現任） 当社取締役会議長（現任）	(注) 4	—
取締役兼代表 執行役CEO	グループ CEO	斉藤 惇	昭和14年 10月18日生	昭和38年4月 昭和63年12月 平成2年6月 平成7年6月 平成10年10月 平成11年1月 平成14年6月 平成15年4月 平成19年5月 平成19年6月 平成19年8月 平成25年1月	野村證券株式会社（現野村ホールディングス 株式会社）入社 同社常務取締役 同社代表取締役専務 同社代表取締役副社長 スミセイ投資顧問株式会社顧問 住友ライフ・インベストメント株式会社代表 取締役社長 同社取締役会長 株式会社産業再生機構代表取締役社長 株式会社東京証券取引所顧問 同社代表取締役社長 株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代 表執行役社長 当社取締役兼代表執行役グループCEO(現任) 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取 引所）取締役（現任）	(注) 4	24,100
取締役兼代表 執行役COO	グループ COO	米田道生	昭和24年 6月14日生	昭和48年4月 平成7年7月 平成10年5月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年10月 平成15年12月 平成22年4月 平成25年1月	日本銀行入行 同行秋田支店長 同行札幌支店長 大阪証券取引所常務理事 株式会社大阪証券取引所常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長 社長執行役員 当社取締役兼代表執行役グループCOO(現任) 株式会社東京証券取引所取締役（現任）	(注) 4	51,200
取締役		清田 瞭	昭和20年 5月6日生	昭和44年4月 平成6年6月 平成8年5月 平成9年6月 平成9年10月 平成11年4月 平成16年6月 平成20年6月 平成23年4月 平成23年6月 平成25年6月	大和証券株式会社（現株式会社大和証券グル ープ本社）入社 同社取締役東部本部長 同社取締役債券・資金本部長 同社常務取締役債券・資金本部長 同社代表取締役副社長 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株 式会社(現大和証券株式会社)代表取締役社長 株式会社大和証券グループ本社取締役副会長 兼執行役 株式会社大和総研理事長 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼 執行役 同社取締役名誉会長 同社名誉会長 当社取締役（現任） 株式会社東京証券取引所代表取締役社長 （現任）	(注) 4	1,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山道裕己	昭和30年 3月8日生	昭和52年4月 野村証券株式会社(現野村ホールディングス株式会社)入社 平成6年12月 同社欧州インベストメント・バンキング業務部門長 平成9年6月 同社人事部長 平成10年6月 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 平成12年6月 同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 平成14年4月 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC(ロンドン)社長 ノムラ・インターナショナルPLC(ロンドン)社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.(ニューヨーク)会長 平成15年6月 野村ホールディングス株式会社執行役欧州地域マネジメント 平成17年4月 野村証券株式会社常務執行役インベストメント・バンキング担当 平成19年4月 同社専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当 平成20年10月 同社執行役兼専務インベストメント・バンキング部門管掌 平成22年6月 野村ホールディングス株式会社専務インベストメント・バンキング エグゼクティブ・チェアマン 平成23年4月 野村証券株式会社専務インベストメント・バンキング担当 平成24年8月 同社参事 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC(ロンドン)副会長 平成25年4月 野村証券株式会社顧問 平成25年6月 当社取締役(現任) 株式会社大阪証券取引所(現株式会社大阪取引所)代表取締役社長(現任)	(注)4	1,100
取締役		奥田 務	昭和14年 10月14日生	昭和39年4月 株式会社大丸入社 平成3年9月 株式会社大丸オーストラリア代表取締役 平成7年5月 株式会社大丸取締役 平成8年5月 同社代表取締役常務取締役 平成9年3月 同社代表取締役社長 平成15年5月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年6月 株式会社大阪証券取引所社外取締役 平成19年9月 J.フロントリテイリング株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者 株式会社大丸代表取締役会長 平成22年3月 J.フロントリテイリング株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成25年1月 当社社外取締役(現任) 平成25年4月 J.フロントリテイリング株式会社取締役相談役 平成26年5月 同社相談役(現任)	(注)4	4,500
取締役		川本裕子	昭和33年 5月31日生	昭和57年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 昭和63年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授(現任) 平成16年6月 株式会社大阪証券取引所社外取締役 平成25年1月 当社社外取締役(現任)	(注)4	12,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		久保利英明	昭和19年 8月29日生	昭和46年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成16年4月 平成23年6月 平成25年1月	弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所 （現森・濱田松本法律事務所）入所 日比谷パーク法律事務所代表（現任） 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会 副会長 大宮法科大学院大学教授（現任） 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所 自主規制法人）外部理事（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		中務裕之	昭和32年 12月21日生	昭和56年10月 昭和59年9月 昭和63年10月 平成元年11月 平成19年6月 平成21年6月 平成25年1月	デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認 会計士共同事務所（現有限責任監査法人トー マツ）入所 公認会計士登録（現任） 税理士登録（現任） 中務公認会計士・税理士事務所設立、同事務 所代表（現任） 日本公認会計士協会近畿会会長 株式会社大阪証券取引所社外監査役 当社社外取締役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取 引所）社外監査役	(注) 4	—
取締役		広瀬雅行	昭和31年 7月8日生	昭和54年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年8月 平成21年1月 平成21年6月 平成25年1月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所考査部長 同社情報システム部長 同社IT企画部長 同社IT企画部長兼開発運用部売買システム部 長 株式会社東京証券取引所グループIT企画部長 株式会社東京証券取引所IT開発部売買シス テム部長 株式会社東京証券取引所IT開発部Tdex+シス テム部長兼IT管理室長 株式会社東京証券取引所グループ取締役 株式会社東京証券取引所監査役（現任） 当社取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		本田勝彦	昭和17年 3月12日生	昭和40年4月 平成4年6月 平成6年6月 平成7年6月 平成8年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成18年6月 平成21年6月 平成24年6月 平成25年1月	日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社） 入社 同社取締役人事部長 同社常務取締役人事労働グループリーダー 同社常務取締役たばこ事業本部長 同社専務取締役たばこ事業本部長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社取締役相談役 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 株式会社東京証券取引所社外取締役 日本たばこ産業株式会社相談役 日本たばこ産業株式会社顧問（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		松尾邦弘	昭和17年 9月13日生	昭和41年4月 昭和43年4月 平成8年12月 平成10年6月 平成11年12月 平成16年6月 平成18年9月 平成21年6月 平成25年1月	司法修習生 東京地方検察庁検事 同庁次席検事 法務省刑事局長 法務事務次官 検事総長 弁護士登録（現任） 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 株式会社東京証券取引所社外監査役 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		森本 滋	昭和21年 3月28日生	昭和44年4月 京都大学法学部助手 昭和46年8月 京都大学法学部助教授 昭和58年6月 京都大学法学部教授 平成4年4月 京都大学大学院法学研究科教授 平成21年4月 同志社大学大学院司法研究科教授（現任） 平成21年6月 株式会社大阪証券取引所社外取締役 平成23年10月 弁護士登録（現任） 平成25年1月 当社社外取締役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）社外取締役	(注) 4	3,000
取締役		チャールズ・デ イトマス・レ イク二世	昭和37年 1月8日生	平成4年8月 米国通商代表部（USTR）日本部長 平成5年7月 同代表部日本部長兼次席通商代表付法律顧問 平成11年6月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス日本支社（アメリカンファミリー生命保険会社）執行役員・法律顧問 平成13年7月 同社副社長 平成15年1月 同社日本における代表者・社長 平成17年4月 同社日本における代表者・副会長 平成18年6月 株式会社東京証券取引所社外取締役 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 平成20年7月 アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長（現任） 平成25年1月 当社社外取締役（現任） 平成26年1月 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長（現任）	(注) 4	—
計						97,400

- (注) 1. 奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマス・レイク二世氏は、社外取締役であります。
2. 奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマス・レイク二世氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 当社の委員会体制については次のとおりであります。
- | | | | |
|-------|----------------------|---------|----------|
| 指名委員会 | 委員長 齊藤惇 | 委員 川本裕子 | 委員 久保利英明 |
| | 委員 本田勝彦 | 委員 米田道生 | |
| 報酬委員会 | 委員長 奥田務 | 委員 齊藤惇 | |
| | 委員 チャールズ・デイトマス・レイク二世 | | |
| 監査委員会 | 委員長 松尾邦弘 | 委員 中務裕之 | 委員 広瀬雅行 |
4. 任期は平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表 執行役CEO	グループCEO	斉藤 惇	(1) 参照	同左	(注)	24,100
取締役兼代表 執行役COO	グループCOO	米田道生	(1) 参照	同左	(注)	51,200
専務執行役	CIO、IT企 画担当	鈴木義伯	昭和24年 1月19日生	昭和47年4月 日本電信電話公社入社 昭和63年1月 日本電信電話株式会社 金融システム事業部担当部長 昭和63年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）金融シ ステム事業部担当部長 平成6年7月 同社金融システム事業本部第二金融システム 事業部長 平成13年6月 同社取締役金融システム事業本部第二金融シ ステム事業部長 平成14年5月 同社取締役金融システム事業本部副事業本部 長 平成16年5月 同社取締役リージョナルバンキングシステム 事業本部長 平成17年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会 社代表取締役社長 平成18年2月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成18年6月 同社常務取締役 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 平成22年6月 同社専務執行役 株式会社東京証券取引所専務取締役（現任） 平成24年6月 株式会社東証システムサービス代表取締役社 長 平成25年1月 当社専務執行役（現任） 平成25年10月 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取 引所）専務執行役員（現任）	(注)	10,600
常務執行役	人事担当	宮原幸一郎	昭和32年 3月10日生	昭和54年4月 電源開発株式会社入社 昭和63年4月 東京証券取引所入所 平成14年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 平成16年6月 同社情報サービス部長 平成17年6月 株式会社ICJ代表取締役社長 平成17年12月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所 自主規制法人）常任理事 平成21年6月 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 平成25年1月 当社常務執行役（現任） 株式会社東京証券取引所常務執行役員	(注)	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	総合企画・広報・IR担当	山澤光太郎	昭和31年 10月8日生	昭和55年4月 日本銀行入行 平成16年3月 同行函館支店長 平成18年7月 株式会社大阪証券取引所調査役 平成18年9月 同社執行役員 平成20年6月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社取締役 株式会社日本証券クリアリング機構取締役 平成22年4月 株式会社大阪証券取引所取締役常務執行役員 平成25年1月 当社常務執行役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）取締役常務執行役員（現任）	(注)	5,700
常務執行役	IT企画担当	狩野芳徳	昭和32年 11月29日生	昭和55年4月 日本電信電話公社入社 昭和63年9月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）金融システム事業部担当課長 平成7年4月 同社金融システム事業本部担当部長 平成18年8月 同社金融システム事業本部副事業本部長 平成21年7月 同社第三金融事業本部副事業本部長 平成22年5月 株式会社大阪証券取引所顧問 平成22年6月 同社取締役常務執行役員 平成25年1月 当社常務執行役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）取締役常務執行役員（現任）	(注)	2,600
常務執行役	CFO、財務担当	岩永守幸	昭和36年 11月8日生	昭和59年4月 東京証券取引所入所 平成19年6月 株式会社東京証券取引所経営企画部長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ経営企画部長 平成20年6月 同社執行役員 平成21年6月 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社日本証券クリアリング機構取締役（現任） 平成24年6月 株式会社東京証券取引所グループ執行役員 平成25年1月 当社執行役員 平成25年6月 当社常務執行役（現任） 株式会社東京証券取引所常務執行役員（現任）	(注)	5,800
執行役	総務担当	岩崎範郎	昭和32年 5月16日生	昭和56年4月 東京証券取引所入所 平成16年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 平成19年6月 同社財務部長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ財務部長 平成21年6月 同社執行役員 平成25年1月 当社執行役員（現任） 平成25年6月 株式会社東京証券取引所執行役員（現任）	(注)	5,800
執行役	総務担当 (大阪駐在)	丸山雅彦	昭和39年 9月4日生	平成元年4月 大阪証券取引所入所 平成13年7月 株式会社大阪証券取引所執行役員 平成16年4月 同社常務執行役員 平成21年1月 株式会社ジャスダック証券取引所常務執行役員 平成22年4月 株式会社大阪証券取引所上席執行役員 平成25年1月 当社執行役員（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）上席執行役員 平成25年6月 同社執行役員（現任）	(注)	4,700
計						115,500

(注) 任期は平成26年3月期に係る定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

(3) 平成26年6月17日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役14名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役の状況は、以下のとおりとなる予定です。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	取締役会議長	林 正和	昭和20年 4月6日生	昭和43年4月 大蔵省（現財務省）入省 平成4年6月 同省証券局総務課長 平成12年6月 同省主計局長 平成15年1月 財務事務次官 平成16年7月 財務省顧問 平成17年7月 日本投資者保護基金理事長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ取締役 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）理事長 平成25年1月 当社取締役（現任） 平成25年6月 当社取締役会議長（現任）	(注) 4	—
取締役兼代表 執行役CEO	グループCEO	斉藤 惇	昭和14年 10月18日生	昭和38年4月 野村證券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社 昭和63年12月 同社常務取締役 平成2年6月 同社代表取締役専務 平成7年6月 同社代表取締役副社長 平成10年10月 スミセイ投資顧問株式会社顧問 平成11年1月 住友ライフ・インベストメント株式会社代表取締役社長 平成14年6月 同社取締役会長 平成15年4月 株式会社産業再生機構代表取締役社長 平成19年5月 株式会社東京証券取引所顧問 平成19年6月 同社代表取締役社長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長 平成25年1月 当社取締役兼代表執行役グループCEO(現任) 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）取締役（現任）	(注) 4	24,100
取締役兼代表 執行役COO	グループCOO	米田道生	昭和24年 6月14日生	昭和48年4月 日本銀行入行 平成7年7月 同行秋田支店長 平成10年5月 同行札幌支店長 平成12年4月 大阪証券取引所常務理事 平成13年4月 株式会社大阪証券取引所常務取締役 平成14年10月 同社専務取締役 平成15年12月 同社代表取締役社長 平成22年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員 平成25年1月 当社取締役兼代表執行役グループCOO(現任) 株式会社東京証券取引所取締役（現任）	(注) 4	51,200
取締役		清田 瞭	昭和20年 5月6日生	昭和44年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社 平成6年6月 同社取締役東部本部長 平成8年5月 同社取締役債券・資金本部長 平成9年6月 同社常務取締役債券・資金本部長 平成9年10月 同社代表取締役副社長 平成11年4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社(現大和証券株式会社)代表取締役社長 平成16年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役 株式会社大和総研理事長 平成20年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役 平成23年4月 同社取締役名誉会長 平成23年6月 同社名誉会長 平成25年6月 当社取締役（現任） 株式会社東京証券取引所代表取締役社長（現任）	(注) 4	1,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山道裕己	昭和30年 3月8日生	昭和52年4月 野村証券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社 平成6年12月 同社欧州インベストメント・バンキング業務部門長 平成9年6月 同社人事部長 平成10年6月 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 平成12年6月 同社常務取締役グローバルインベストメント・バンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 平成14年4月 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC（ロンドン）社長 ノムラ・インターナショナルPLC（ロンドン）社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.（ニューヨーク）会長 平成15年6月 野村ホールディングス株式会社執行役欧州地域マネジメント 平成17年4月 野村証券株式会社常務執行役インベストメント・バンキング担当 平成19年4月 同社専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当 平成20年10月 同社執行役兼専務インベストメント・バンキング部門管掌 平成22年6月 野村ホールディングス株式会社専務インベストメント・バンキング エグゼクティブ・チェアマン 平成23年4月 野村証券株式会社専務インベストメント・バンキング担当 平成24年8月 同社参事 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC（ロンドン）副会長 平成25年4月 野村証券株式会社顧問 平成25年6月 当社取締役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）代表取締役社長（現任）	(注) 4	1,100
取締役		クリスティーナ・アメージャン	昭和34年 3月5日生	平成7年1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 平成13年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 平成16年1月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成22年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 平成24年4月 同大学大学院商学研究科教授（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	-
取締役		奥田 務	昭和14年 10月14日生	昭和39年4月 株式会社大丸入社 平成3年9月 株式会社大丸オーストラリア代表取締役 平成7年5月 株式会社大丸取締役 平成8年5月 同社代表取締役常務取締役 平成9年3月 同社代表取締役社長 平成15年5月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年6月 株式会社大阪証券取引所社外取締役 平成19年9月 J. フロントリテイリング株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者 株式会社大丸代表取締役会長 平成22年3月 J. フロントリテイリング株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成25年1月 当社社外取締役（現任） 平成25年4月 J. フロントリテイリング株式会社取締役相談役 平成26年5月 同社相談役（現任）	(注) 4	4,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		久保利英明	昭和19年 8月29日生	昭和46年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成16年4月 平成23年6月 平成25年1月	弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所 （現森・濱田松本法律事務所）入所 日比谷パーク法律事務所代表（現任） 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会 副会長 大宮法科大学院大学教授（現任） 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所 自主規制法人）外部理事（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		友永道子	昭和22年 7月26日生	昭和47年4月 昭和50年3月 平成19年7月 平成20年7月 平成26年6月	昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人） 入所 公認会計士登録（現任） 日本公認会計士協会副会長 新日本有限責任監査法人シニアパートナー 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		広瀬雅行	昭和31年 7月8日生	昭和54年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年8月 平成21年1月 平成21年6月 平成25年1月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所考査部長 同社情報システム部長 同社IT企画部長 同社IT企画部長兼開発運用部売買システム部 長 株式会社東京証券取引所グループIT企画部長 株式会社東京証券取引所IT開発部売買システ ム部長 株式会社東京証券取引所IT開発部Tdex+シス テム部長兼IT管理室長 株式会社東京証券取引所グループ取締役 株式会社東京証券取引所監査役（現任） 当社取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		本田勝彦	昭和17年 3月12日生	昭和40年4月 平成4年6月 平成6年6月 平成7年6月 平成8年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成18年6月 平成21年6月 平成24年6月 平成25年1月	日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社） 入社 同社取締役人事部長 同社常務取締役人事労働グループリーダー 同社常務取締役たばこ事業本部長 同社専務取締役たばこ事業本部長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社取締役相談役 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 株式会社東京証券取引所社外取締役 日本たばこ産業株式会社相談役 日本たばこ産業株式会社顧問（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		松尾邦弘	昭和17年 9月13日生	昭和41年4月 司法修習生 昭和43年4月 東京地方検察庁検事 平成8年12月 同庁次席検事 平成10年6月 法務省刑事局長 平成11年12月 法務事務次官 平成16年6月 検事総長 平成18年9月 弁護士登録（現任） 平成21年6月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 株式会社東京証券取引所社外監査役 平成25年1月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		森本 滋	昭和21年 3月28日生	昭和44年4月 京都大学法学部助手 昭和46年8月 京都大学法学部助教授 昭和58年6月 京都大学法学部教授 平成4年4月 京都大学大学院法学研究科教授 平成21年4月 同志社大学大学院司法研究科教授（現任） 平成21年6月 株式会社大阪証券取引所社外取締役 平成23年10月 弁護士登録（現任） 平成25年1月 当社社外取締役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取 引所）社外取締役	(注) 4	3,000
取締役		チャールズ・デ イトマース・レ イク二世	昭和37年 1月8日生	平成4年8月 米国通商代表部（USTR）日本部長 平成5年7月 同代表部日本部長兼次席通商代表付法律顧問 平成11年6月 アメリカンファミリー ライフ アシュア ランス カンパニー オブ コロンバス日本支 社（アメリカンファミリー生命保険会社）執 行役員・法律顧問 平成13年7月 同社副社長 平成15年1月 同社日本における代表者・社長 平成17年4月 同社日本における代表者・副会長 平成18年6月 株式会社東京証券取引所社外取締役 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 平成20年7月 アメリカンファミリー生命保険会社日本にお ける代表者・会長（現任） 平成25年1月 当社社外取締役（現任） 平成26年1月 アフブラック・インターナショナル・インコー ポレーテッド取締役社長（現任）	(注) 4	—
計						85,400

- (注) 1. クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、社外取締役であります。
2. クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 当社の委員会体制については、平成26年6月17日の定時株主総会後の取締役会において決定する予定です。
4. 任期は平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(4) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表 執行役CEO	グループ CEO	斉藤 惇	(3) 参照	同左	(注)	24,100
取締役兼代表 執行役COO	グループ COO	米田道生	(3) 参照	同左	(注)	51,200
専務執行役	CIO、IT企 画担当	鈴木義伯	昭和24年 1月19日生	昭和47年4月 日本電信電話公社入社 昭和63年1月 日本電信電話株式会社 金融システム事業部担当部長 昭和63年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）金融シ ステム事業部担当部長 平成6年7月 同社金融システム事業本部第二金融システム 事業部長 平成13年6月 同社取締役金融システム事業本部第二金融シ ステム事業部長 平成14年5月 同社取締役金融システム事業本部副事業本部 長 平成16年5月 同社取締役リージョナルバンキングシステム 事業本部長 平成17年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会 社代表取締役社長 平成18年2月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成18年6月 同社常務取締役 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 平成22年6月 同社専務執行役 株式会社東京証券取引所専務取締役 平成24年6月 株式会社東証システムサービス代表取締役社 長 平成25年1月 当社専務執行役（現任） 平成25年10月 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取 引所）専務執行役員（現任） 平成26年6月 株式会社東京証券取引所取締役専務執行役員 （現任）	(注)	10,600
専務執行役	人事担当	宮原幸一郎	昭和32年 3月10日生	昭和54年4月 電源開発株式会社入社 昭和63年4月 東京証券取引所入所 平成14年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 平成16年6月 同社情報サービス部長 平成17年6月 株式会社ICJ代表取締役社長 平成17年12月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所 自主規制法人）常任理事 平成21年6月 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 平成25年1月 当社常務執行役 株式会社東京証券取引所常務執行役員 平成26年6月 当社専務執行役（現任）	(注)	5,000
専務執行役	総合企画・ 広報・IR担 当	山澤光太郎	昭和31年 10月8日生	昭和55年4月 日本銀行入行 平成16年3月 同行函館支店長 平成18年7月 株式会社大阪証券取引所調査役 平成18年9月 同社執行役員 平成20年6月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社取締役 株式会社日本証券クリアリング機構取締役 平成22年4月 株式会社大阪証券取引所取締役常務執行役員 平成25年1月 当社常務執行役 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取 引所）取締役常務執行役員 平成26年6月 当社専務執行役（現任） 株式会社大阪取引所取締役専務執行役員（現 任）	(注)	5,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	IT企画担当	狩野芳徳	昭和32年 11月29日生	昭和55年4月 日本電信電話公社入社 昭和63年9月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）金融システム事業部担当課長 平成7年4月 同社金融システム事業本部担当部長 平成18年8月 同社金融システム事業本部副事業本部長 平成21年7月 同社第三金融事業本部副事業本部長 平成22年5月 株式会社大阪証券取引所顧問 平成22年6月 同社取締役常務執行役員 平成25年1月 当社常務執行役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）取締役常務執行役員（現任）	(注)	2,600
常務執行役	CFO、財務担当	岩永守幸	昭和36年 11月8日生	昭和59年4月 東京証券取引所入所 平成19年6月 株式会社東京証券取引所経営企画部長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ経営企画部長 平成20年6月 同社執行役 平成21年6月 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社日本証券クリアリング機構取締役（現任） 平成24年6月 株式会社東京証券取引所グループ執行役 平成25年1月 当社執行役 平成25年6月 当社常務執行役（現任） 株式会社東京証券取引所常務執行役員（現任）	(注)	5,800
執行役	総務担当	長谷川勲	昭和39年 9月9日生	昭和62年4月 東京証券取引所入所 平成22年6月 株式会社東京証券取引所株式部長 平成26年6月 当社執行役（現任） 株式会社東京証券取引所執行役員（現任） 株式会社大阪取引所執行役員（現任）	(注)	2,600
計						107,600

(注) 任期は平成27年3月期に係る定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下を企業理念と定め、我が国証券市場のセントラル・マーケットという公共インフラとしての使命を子会社である金融商品取引所及び自主規制法人等が果たすことを通じて、公共性と収益性のバランスのもと堅実な利益を確保することを目指しています。

- ・ 私たちは、公共性・信頼性の確保、利便性・効率性・透明性の高い市場基盤の構築、創造的・魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。
- ・ 私たちは、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

こうした考えのもと、会社諸機関の権限・責任の明確化とアカウンタビリティの発揮のもとに経営の透明性の向上を図ることはもとより、投資者をはじめとする多様なステークホルダーからの意見を経営や市場運営に反映すると同時に、個々のステークホルダーから独立した公正な判断を確保することによる適切な自主規制機能を発揮し、もって高い流動性と信頼性を併せ持った市場の提供に資することを、コーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としています。

② 会社の機関の内容

当社は、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために委員会設置会社形態を採用し、構成メンバーの過半数が社外取締役からなる法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置するとともに、業務執行を担当する執行役を置き、経営の監督機能と業務執行機能を分離しております。

当社の各機関の概要は以下のとおりです。

イ. 取締役会

取締役会は、経営の基本方針・重要事項の決定を行うとともに、それに従って行う執行役の業務執行について監督します。

取締役会は、実質的討議を可能とするため取締役の員数を15名以内としたうえで、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化するため、提出日現在、取締役14名のうち8名を社外取締役としております。(平成26年6月17日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役14名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役の状況は、取締役14名、うち8名が社外取締役となる予定です。)

社外取締役は、上場会社の役員等、法律専門家、公認会計士及び学識経験者として、それぞれの分野で高い見識を認められていることから、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。

ロ. 指名・監査・報酬委員会

指名委員会は、5名の取締役で構成され、うち3名を社外取締役としております。指名委員会においては、株主総会に提出する取締役の選任や解任に関する議案の内容を決定します。

監査委員会は、3名の取締役で構成され、うち2名を社外取締役としております。監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。

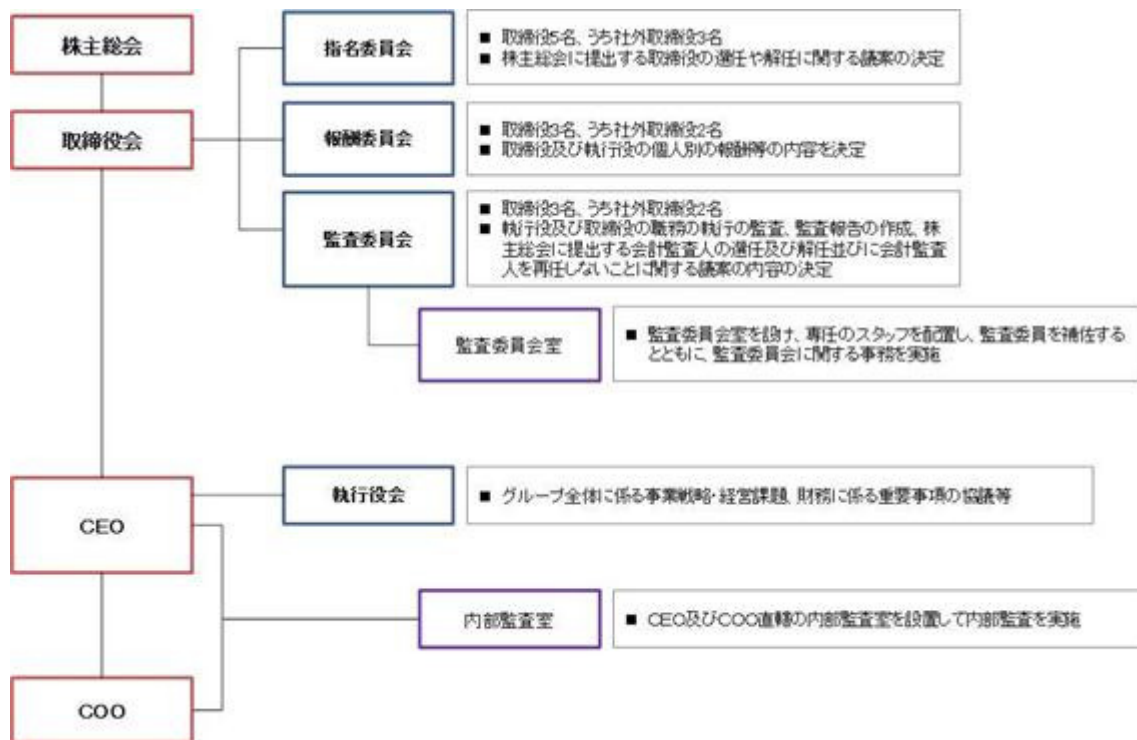
監査に当たっては、監査委員会で決定した監査計画及び職務分担に基づき、会計監査人、内部監査室及び子会社の監査役等と密接な連携をとりつつ、内部統制システムの構築、運用状況を監視検証することにより、効率的な監査を行います。

報酬委員会は、3名の取締役で構成され、うち2名を社外取締役としております。報酬委員会においては、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。

なお、平成26年6月17日以降の委員会体制については、同日開催予定の取締役会において、決定する予定です。

ハ. 執行役員

執行役員は、執行役全員をもって構成し、取締役会付議事項及び取締役会の決議によってCEOが委任を受けた事項のうち業務執行に関する重要事項について協議します。



※提出日現在

③ 内部統制システムの整備の状況

内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。

イ. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ・ 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する
- ・ 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする

ロ. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ・ 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする
- ・ 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする

ハ. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ・執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする
- ・執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない

ニ. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ・代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う
- ・執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない

ホ. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会規則、執行役員規則、執行役規則、職務権限規則等を制定し、それらに定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う。
- コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。
 - ・株式会社日本取引所グループ、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び日本取引所自主規制法人（以下「日本取引所グループ各社」という。）に属する者が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した日本取引所グループ企業行動憲章や社員の行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定、日本取引所グループ各社での共有及び遵守
 - ・コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（CEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
 - ・公益通報制度として、当社及び子会社各社が利用可能な「コンプライアンス・ホットライン」を設置し運用
 - ・継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社の各部署のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e-ラーニングによる研修の実施
- 反社会的勢力の排除に向けて、日本取引所グループ企業行動憲章に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。
 - ・市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める
 - ・反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める
- CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

ヘ. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

日本取引所グループ各社が共有する情報セキュリティ対策基準において、執行役員会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

ト. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。
- b. 日本取引所グループ各社が共有するリスク管理委員会規則を制定し、日本取引所グループ各社のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合には執行役CEOを委員長とするリスク管理委員会が「状況の総括的な把握」「事態の早期解決のための対応」等を行う。
- c. 特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に日本取引所グループ各社が共有する「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図る。
- d. また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

チ. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 日本取引所グループ各社が社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図る。
- b. 当社、子会社及び関連会社から成る関係会社全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定する。それらについては、経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

リ. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図る。
- b. 子会社それぞれにおいて、社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うとともに、社員の行動規範を制定し、適切に運用する。
- c. 当社は、経営管理契約及び関係会社管理規則に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、子会社に対し、必要に応じてリスク管理及びコンプライアンスに関する事項について助言等を行う。
- d. 子会社の役員及び社員も、公益通報制度として当社が設置する「コンプライアンス・ホットライン」を利用できることとする。
- e. 子会社それぞれにおいて、各社の業務内容や規模に応じ、子会社自らが内部監査を実施し又は当社の内部監査室が子会社の内部監査を実施する。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社では、当社グループの事業活動に関わるリスク管理の強化及びリスクが顕在化した際における対応の迅速化を目的として、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会の体制、機能については以下のとおりです。

イ. リスク管理委員会の体制

リスク管理委員会は取締役会の下に設置され、委員長、コアメンバー、プロジェクトメンバーより構成されます。委員長はCEOとし、コアメンバーはCEO、COO、総合企画担当執行役及び総合企画部長としております。

また、委員長は個別の事案に応じ、コアメンバー以外の執行役及び部長、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所の執行役員及び部長並びに日本取引所自主規制法人の理事及び部長からプロジェクトメンバーを指名します。

ロ. リスク管理委員会の機能

リスク管理委員会ではリスク管理に係る基本方針の策定やリスク管理に必要な各種の規則・手順書等の策定やリスクが顕在化した際におけるグループ横断的な指揮・命令、対外処理を行います。

リスク管理委員会で策定された各種規則・手順書等については、その運用状況等を確認し、必要に応じて運用の改善を命令し、当該規則・手順書等の見直しを実施します。また、リスクが顕在化した際には事故の状況を統括的に把握し、事態の早期収拾のための指揮・命令を行うとともに対外処理（広報、行政対応、訴訟対応等）の統括を行います。

また、当社グループでは、市場開設者という社会インフラとしての責務を果たすべく、様々なリスクが発現した場合においても、事業を可能な限り継続し、止むを得ず中断する場合においても可能な限り早期に再開できるよう、BCP（緊急時事業継続計画）を策定しており、堅実かつ安定的な事業継続体制の整備に努めております。

⑤ 内部監査及び監査委員会監査の状況

イ. 内部監査

内部監査においては、内部統制システムの整備及び運用状況の確認・評価等を実施し、業務の遂行状況を適法性と妥当性の観点から監査することを基本方針として、CEO及びCOO直轄の内部監査室（8名）を設置しております。

内部監査室は、半期ごとに策定する監査計画等に基づき内部監査を実施します。

また、監査終了後は監査報告書を取りまとめてCEO及びCOOに報告するとともに、CEO及びCOOの承認を得て監査結果を監査対象部署の長に通知します。被監査部門に対しては、監査の結果、改善を要する事項がある場合には、監査対象部署に回答書を求め、その後の改善状況について報告を求めるとともにフォローアップ監査を行い、改善策の実施・運用状況を確認します。

ロ. 監査委員会監査

監査委員会監査は、監査委員会規則及び監査委員会監査規則に基づいて実施します。

当社の監査委員は3名（うち社外監査委員2名）で、常勤の監査委員1名及び非常勤監査委員2名としております。監査委員会で選定された委員（常勤の監査委員）は、取締役会、執行役会など重要な会議への出席、主要な議事等の閲覧などの日常的な監査業務を行い、当該日常監査活動の状況について、監査委員会に報告します。それ以外の監査委員は、取締役会及び監査委員会に出席し、広く大所高所より監査に関し助言・提言を行います。また、監査委員会では、必要に応じて、代表執行役をはじめ、執行役、内部監査室長、会計監査人等から直接報告を受けます。

監査委員会を補佐する事務局として監査委員会室を設置し、監査委員会の行う監査に関する補助等及び監査委員会に関する事務を行います。

ハ. 相互連携

内部監査室と監査委員との間では、各監査計画の策定に当たって情報交換を行うこととし、CEO及びCOOへの報告後の内部監査報告書の説明を遅滞なく行います。また、会計監査人と監査委員の間では、四半期毎の監査実施状況報告に加え、監査計画や期末監査の計画・実施状況等に関して、ミーティングを開催して必要な情報交換を行います。

⑥ 会計監査の状況

当社の会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任しており、会計監査業務を執行する公認会計士は下記のとおりで、いずれも継続監査年数は7年以内です。

- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 宮坂泰行
- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 芝田雅也
- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 藤本貴子

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名及びその他12名です。

⑦ 社外取締役との関係

当社は、経営の監視・監督機能と業務執行機能が制度的に分離された委員会設置会社形態を採用しており、社外取締役につきましては、指名委員会の決定に基づき、広く上場会社の役員、法律専門家、公認会計士及び学識経験者等から選任しております。

また、指名委員会においては、社外取締役について、取引関係をはじめとした様々な関係を考慮のうえ、当社経営陣から独立性を保つことができる者であること等の独立性に関する基準を設けております。

なお、当社は、社外取締役の人数が常勤取締役の人数を上回る体制を採用しており、平成26年6月17日に開催する定時株主総会終了後の社外取締役は8名となる予定で、全ての社外取締役が、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保を義務付けている独立役員の要件を満たしております。

社外取締役は、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし、取締役会あるいは指名・監査・報酬の各委員会の活動を通じて、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

また、必要に応じて、監査委員、内部監査部門（内部監査室）との連携を行っております。

当社と社外取締役との間には、特筆すべき人的関係、資本的关系及び取引関係はありません。

⑧ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、社外役員の報酬等の総額、役員賞与及び役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち、社外取締役)	102 (44)	91 (44)	—	11 (—)	—	10 (8)
執行役	448	301	—	147	—	9

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は支払っておりません。
 2. 上記支給額には、平成26年4月17日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額1億5千8百万円を含んでおります。
 3. 当事業年度において、別途、日本取引所自主規制法人から社外取締役に對し、総額6百万円の役員報酬が支払われております。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

取締役及び執行役に、報酬等の総額が1億円以上の者がいないため、役員ごとの報酬等は記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬は基本報酬、賞与、自社株報酬で構成され、報酬委員会において決定します。

基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、賞与は単年度の業績向上に対するインセンティブとして、会社業績に応じて決定された賞与総額を各役員の基本報酬・貢献度に従って配分した額、また、自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。

⑨ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりです。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 4銘柄

貸借対照表計上額の合計額 29,522百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
Singapore Exchange Limited	53,051,000	30,833	発行会社との協力関係の維持・強化のため取得し、保有しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
Singapore Exchange Limited	53,051,000	29,152	発行会社との協力関係の維持・強化のため取得し、保有しております。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役が徒に萎縮することなく職務に専念し、期待される職務を適切に行えるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、同様の趣旨から、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときに限られます。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑬ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動的な実行等を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査報酬業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査報酬業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	15	1	23	59
連結子会社	82	2	59	—
計	97	3	82	59

② その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

③ 監査公認会計士等の提出に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、監査公認会計士に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

④ 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社では、連結財務諸表等の適正性を確保するための取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該機構の行う研修に参加しております。さらに、四半期決算及び年度決算の前には会計処理の方法や会計基準等の変更等に関して監査法人と綿密な事前協議を実施しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※4120,808	※4103,813
営業未収入金	8,716	8,995
有価証券	—	802
仕掛品	2,467	61
繰延税金資産	1,282	2,168
売買・取引証拠金特定資産	※4789,201	※4913,437
清算基金特定資産	※4161,086	※4188,734
決済促進担保金特定資産	※410,000	※410,500
その他	1,912	2,729
貸倒引当金	△9	△12
流動資産合計	1,095,466	1,231,231
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,207	8,170
減価償却累計額	△6,681	△6,750
建物及び構築物(純額)	2,525	1,419
土地	1,587	1,297
建設仮勘定	—	26
その他	19,776	16,867
減価償却累計額	△15,216	△12,544
その他(純額)	4,560	4,322
有形固定資産合計	8,673	7,066
無形固定資産		
のれん	67,374	63,932
その他	23,370	23,878
無形固定資産合計	90,744	87,810
投資その他の資産		
投資有価証券	※141,304	※137,344
長期貸付金	37	29
繰延税金資産	2,682	3,006
退職給付に係る資産	—	2,914
信託金特定資産	※4600	※4522
違約損失積立金特定資産	※427,948	※427,948
その他	9,105	5,977
貸倒引当金	△177	△138
投資その他の資産合計	81,501	77,605
固定資産合計	180,919	172,482
資産合計	1,276,386	1,403,713

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	3,221	2,994
短期借入金	18,670	32,500
1年内返済予定の長期借入金	86,399	—
未払法人税等	6,312	17,600
賞与引当金	1,223	1,420
役員賞与引当金	252	366
預り売買・取引証拠金	※4789,201	※4913,437
預り清算基金	※4161,086	※4188,734
預り決済促進担保金	※410,000	※410,500
預り取引参加者保証金	※43,169	※44,783
その他	3,620	5,937
流動負債合計	1,083,157	1,178,274
固定負債		
長期借入金	—	10,000
繰延税金負債	5,047	4,448
退職給付引当金	7,580	—
退職給付に係る負債	—	7,465
預り信託金	※4600	※4522
その他	922	983
固定負債合計	14,151	23,420
負債合計	1,097,308	1,201,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,500	11,500
資本剰余金	59,726	59,726
利益剰余金	※496,213	※4117,264
自己株式	—	△5
株主資本合計	167,440	188,485
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,088	8,006
退職給付に係る調整累計額	—	△149
その他の包括利益累計額合計	9,088	7,857
少数株主持分	2,548	5,675
純資産合計	179,077	202,018
負債純資産合計	1,276,386	1,403,713

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
取引参加料金	29,868	54,155
上場関係収入	9,216	12,308
情報関係収入	12,828	16,116
証券決済関係収入	10,916	20,334
その他	8,879	13,336
営業収益合計	71,708	116,251
営業費用		
人件費	※1 12,945	※1 15,141
システム維持・運営費	8,699	11,642
減価償却費	11,275	13,413
システム開発原価	4,666	7,608
その他	14,565	17,325
営業費用合計	52,152	65,131
営業利益	19,555	51,120
営業外収益		
受取利息	306	248
受取配当金	949	1,275
持分法による投資利益	395	55
その他	604	206
営業外収益合計	2,255	1,786
営業外費用		
支払利息	110	81
株式交付費	17	14
オフィス移転関連費用	44	—
その他	6	8
営業外費用合計	180	105
経常利益	21,631	52,801
特別損失		
減損損失	※2 1,554	※2 1,203
割増退職金	—	203
統合関連費用	673	—
その他	—	89
特別損失合計	2,227	1,497
税金等調整前当期純利益	19,404	51,304
法人税、住民税及び事業税	8,640	22,357
法人税等調整額	△571	△1,125
法人税等合計	8,068	21,231
少数株主損益調整前当期純利益	11,336	30,072
少数株主利益	394	236
当期純利益	10,941	29,835

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	11,336	30,072
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,214	△1,082
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	※4,214	※△1,082
包括利益	15,550	28,990
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	15,156	28,753
少数株主に係る包括利益	394	236

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,500	25,358	87,205	△4,332	119,731
当期変動額					
剰余金の配当			△1,932		△1,932
当期純利益			10,941		10,941
合併による増加		34,367		4,332	38,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	34,367	9,008	4,332	47,708
当期末残高	11,500	59,726	96,213	—	167,440

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,873	4,873	2,516	127,122
当期変動額				
剰余金の配当		—		△1,932
当期純利益		—		10,941
合併による増加		—		38,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,214	4,214	31	4,246
当期変動額合計	4,214	4,214	31	51,955
当期末残高	9,088	9,088	2,548	179,077

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,500	59,726	96,213	—	167,440
当期変動額					
剰余金の配当			△8,785		△8,785
当期純利益			29,835		29,835
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	21,050	△5	21,045
当期末残高	11,500	59,726	117,264	△5	188,485

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,088	—	9,088	2,548	179,077
当期変動額					
剰余金の配当			—		△8,785
当期純利益			—		29,835
自己株式の取得			—		△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,082	△149	△1,231	3,127	1,896
当期変動額合計	△1,082	△149	△1,231	3,127	22,941
当期末残高	8,006	△149	7,857	5,675	202,018

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	19,404	51,304
減価償却費	11,523	13,792
減損損失	1,554	1,203
のれん償却額	1,474	3,442
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△23	△8
賞与引当金の増減額 (△は減少)	87	197
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	55	113
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	210	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	△337
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	—	△5
受取利息及び受取配当金	△1,256	△1,524
支払利息	110	81
持分法による投資損益 (△は益)	△395	△55
営業債権の増減額 (△は増加)	△2,755	△166
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,153	2,405
営業債務の増減額 (△は減少)	25	△245
その他	1,075	2,345
小計	29,936	72,544
利息及び配当金の受取額	1,420	1,802
利息の支払額	△108	△82
法人税等の支払額	△7,321	△11,542
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,928	62,722
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△121,300	△65,700
定期預金の払戻による収入	95,900	104,100
有価証券の償還による収入	1,011	—
有形固定資産の取得による支出	△994	△1,808
有形固定資産の売却による収入	—	0
無形固定資産の取得による支出	△5,583	△9,825
投資有価証券の取得による支出	△135	△533
投資有価証券の売却による収入	—	100
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △81,621	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	3,592
長期性預金の払戻による収入	3,000	—
その他	64	109
投資活動によるキャッシュ・フロー	△109,659	30,035
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	18,670	32,500
短期借入金の返済による支出	△17,570	△18,670
長期借入れによる収入	86,399	10,000
長期借入金の返済による支出	△0	△86,399
自己株式の取得による支出	—	△5
配当金の支払額	△1,932	△8,785
少数株主への配当金の支払額	△407	△2
少数株主からの払込みによる収入	2,090	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,248	△71,362
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	8
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,529	21,404
現金及び現金同等物の期首残高	27,779	29,308
現金及び現金同等物の期末残高	※1 29,308	※1 50,713

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

このうち、株式会社大阪取引所については、当連結会計年度において株式会社大阪証券取引所より商号を変更しております。

また、東京証券取引所自主規制法人は、平成26年4月1日付で日本取引所自主規制法人に名称を変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の関連会社数 3社

会社名

株式会社証券保管振替機構

株式会社 I C J

株式会社東証コンピュータシステム

株式会社日本国債清算機関については、連結子会社である株式会社日本証券クリアリング機構との株式交換により、平成25年9月30日を効力発生日として連結子会社となり、両社は、平成25年10月1日を効力発生日として、株式会社日本証券クリアリング機構を吸収合併存続会社、株式会社日本国債清算機関を吸収合併消滅会社とした合併をしております。

(ロ) 持分法を適用していない関連会社

排出量取引所設立準備株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(ハ) 持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(二) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③役員賞与引当金

取締役、理事、執行役及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(ホ) 退職給付の会計処理

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(ヘ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(ト) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間等（20年）で均等償却しております。

(チ) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(リ) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①債務引受に係る会計処理

金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が2,914百万円計上され、退職給付に係る負債が7,465百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が149百万円減少しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1. 概要

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改定されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改定されました。

2. 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改定については、平成27年3月期の期首から適用いたします。なお、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用いたしません。

3. 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改定により、平成27年3月期において退職給付に係る資産が815百万円増加、退職給付に係る負債が747百万円減少し、利益剰余金は1,006百万円増加する予定です。なお、損益計算書に与える影響は軽微となる予定です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

1. 不動産賃借料の表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「不動産賃借料」は、営業費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「不動産賃借料」に表示しておりました5,842百万円は、「営業費用」の「その他」として組み替えております。

2. システム開発原価の表示方法の変更

前連結会計年度において「営業費用」の「その他」に含めておりました「システム開発原価」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業費用」の「その他」に表示しておりました13,389百万円は、「システム開発原価」4,666百万円、「その他」として組み替えております。

3. 過剰金の表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「過剰金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「過剰金」に表示しておりました316百万円は、「営業外収益」の「その他」として組み替えております。

4. 株式交付費の表示方法の変更

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示しておりました24百万円は、「株式交付費」17百万円、「その他」6百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

長期借入の返済による支出の表示方法の変更

前連結会計年度において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「長期借入金の返済による支出」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示しておりました△0百万円は、「長期借入金の返済による支出」△0百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

当社の連結子会社である株式会社大阪取引所は、システムの移行を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ695百万円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 関連会社に対する投資有価証券

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	8,318百万円	6,443百万円

2 保証債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する 債務保証	2,824百万円	2,528百万円

3 係争事件

平成17年12月8日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から提起されておりました、当社の連結子会社である株式会社東京証券取引所に対する41,578百万円の損害賠償請求事件について、平成25年7月24日、東京高等裁判所より、同社に賠償金(10,712百万円及び遅延損害金)の支払いを命ずる第一審判決の一部を変更するとともに、同判決に基づく強制執行を免れるために株式会社東京証券取引所が支払った13,213百万円と本判決による認容額12,870百万円との差額342百万円を同社に返還することをみずほ証券株式会社に命ずる旨の控訴審判決が言い渡されました。

当判決を不服として、最高裁判所に対し、みずほ証券株式会社が上告の提起及び上告受理の申立てを、株式会社東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っており、現在係争中であります。

※ 4 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社の連結子会社である株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社日本証券クリアリング機構(以下、「当取引所等」といいます。)は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、各清算参加者の有価証券の売買等により発生する債務の引受及び債権の取得等を行うことから、決済終了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等の預託を受けております。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信託金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券(当取引所等の規則で認められたものに限る。)で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。

なお、代用有価証券の連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
① 売買証拠金代用有価証券	－百万円	－百万円
② 取引証拠金代用有価証券	1,550,077百万円	2,159,311百万円
③ 清算基金代用有価証券	365,027百万円	580,169百万円
④ 決済促進担保金代用有価証券	94,112百万円	79,710百万円
⑤ 信託金代用有価証券	1,582百万円	1,435百万円

また、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は取引参加者の債務不履行により両社が被るリスクを担保するため、両社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（両社の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。

なお、代用有価証券の連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
取引参加者保証金代用有価証券	1,929百万円	2,097百万円

この他、当社グループは、清算業務に関して株式会社日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金を有しており、資産勘定には、違約損失積立金特定資産として計上しております。

(連結損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給与	7,525百万円	9,325百万円
賞与引当金繰入額	1,065百万円	1,355百万円
役員賞与引当金繰入額	235百万円	366百万円
退職給付費用	1,457百万円	1,042百万円

※2 減損損失

当社の連結子会社において、以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 減損損失を認識した会社

株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所

(2) 減損損失を認識した資産及び減損損失の金額

用途	場所	種類	金額
共用資産	東京都江東区	土地	1,118百万円
		建物	257百万円
	神奈川県箱根町	土地	146百万円
		建物	6百万円
遊休資産	東京都中央区	その他の有形固定資産	25百万円

(3) 減損損失の認識に至った経緯

共用資産の一部については、主として使用を休止することを決定したことなどにより、遊休資産については、今後の使用計画がないことから減損損失を認識しております。

(4) 資産グルーピングの方法

当社グループは単一事業を営んでいるため、事業用資産に区分はなく、会社ごとに一つのグルーピングとしております。遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングの最小単位としております。

また、本社、福利厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としています。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、共用資産については、固定資産税評価額を基礎として算定し、遊休資産については市場価格を適切に反映していると考えられる評価額に基づく正味売却価額によっております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(1) 減損損失を認識した会社

株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所

(2) 減損損失を認識した資産及び減損損失の金額

用途	場所	種類	金額
事業用資産	大阪府吹田市など	建物及び構築物	698百万円
		土地	258百万円
		その他の有形固定資産	0百万円
		ソフトウェア	48百万円
遊休資産	神奈川県箱根町	建物及び構築物	165百万円
		土地	31百万円
		その他の有形固定資産	1百万円

(3) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、使用を休止することを決定したことなどにより、遊休資産については、今後の使用計画がないことから減損損失を認識しております。

(4) 資産グルーピングの方法

当社グループは単一事業を営んでいるため、事業用資産に区分はなく、会社ごとに一つのグルーピングとしております。遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングの最小単位としております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、市場価格を適切に反映していると考えられる評価額に基づく正味売却価額によっております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	6,548百万円	△1,681百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
税効果調整前	6,548百万円	△1,681百万円
税効果額	△2,333百万円	599百万円
その他有価証券評価差額金	4,214百万円	△1,082百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0百万円	0百万円
その他の包括利益合計	4,214百万円	△1,082百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,300	52,606	—	54,906
合計	2,300	52,606	—	54,906
自己株式				
普通株式	26	17,999	18,026	—
合計	26	17,999	18,026	—

- (注) 1. 当連結会計年度期首株式数は、株式会社東京証券取引所グループの株式数であります。
 2. 普通株式の発行済株式数の増加52,606千株は、平成25年1月1日の統合により増加したものであります。
 3. 普通株式の自己株式の増加17,999千株は、株式会社東京証券取引所グループが保有していた当社株式で、平成25年1月1日の統合に伴い、自己株式に振り替えたものです。また、普通株式の自己株式の減少17,999千株は取締役会決議による自己株式の消却によるものであり、26千株は平成25年1月1日の統合により減少したものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	1,932	850.00	平成24年 3月31日	平成24年 5月31日

(注) 上記金額は株式会社東京証券取引所グループが支払った配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	4,392	利益剰余金	80.00	平成25年 3月31日	平成25年 5月29日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	54,906	219,627	—	274,534
合計	54,906	219,627	—	274,534
自己株式				
普通株式	—	2	—	2
合計	—	2	—	2

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加219,627千株は、株式分割による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の増加2千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	4,392	80.00	平成25年 3月31日	平成25年 5月29日
平成25年10月23日 取締役会	普通株式	4,392	(注) 80.00	平成25年 9月30日	平成25年 12月2日

- (注) 1株当たり配当額については、基準日が平成25年9月30日であるため、平成25年10月1日付の株式分割を考慮しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	7,412	利益剰余金	27.00	平成26年 3月31日	平成26年 5月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	120,808百万円	103,813百万円
有価証券勘定	－百万円	802百万円
3ヶ月超の定期預金	△91,500百万円	△53,100百万円
国債	－百万円	△802百万円
現金及び現金同等物	29,308百万円	50,713百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社大阪証券取引所を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	401,588百万円
固定資産	33,654百万円
のれん	49,083百万円
流動負債	△375,641百万円
固定負債	△2,812百万円
少数株主持分	△18,929百万円
株式の取得価額	86,942百万円
(うち既支出額)	△387百万円
株式会社大阪証券取引所の現金及び現金同等物	△4,933百万円
差引：株式取得のための支出	81,621百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、また、投資などに必要な資金は借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は顧客である取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの規則に基づき、財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用を目的に保有する国債や業務提携等に関連して保有する株式等であります。市場価格により変動する株式の時価等については、定期的に取り締役に報告しております。

売買・取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金は、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく資産及び負債であります(当該資産及び負債については、一注記事項一(連結貸借対照表関係)一※4「証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。)

短期借入金は、過年度に実施した株式買収の資金調達を目的としたものであり、長期借入金は、平成24年8月29日に実施した公開買付による株式取得時の資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されていますが、当社グループの規則に基づき、継続的なモニタリング等を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	120,808	120,808	—
(2) 営業未収入金	8,716	8,716	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,583	1,598	14
② その他有価証券	30,833	30,833	—
(4) 売買・取引証拠金特定資産	789,201	789,201	—
(5) 清算基金特定資産	161,086	161,086	—
(6) 決済促進担保金特定資産	10,000	10,000	—
(7) 信認金特定資産	600	600	—
(8) 違約損失積立金特定資産	27,948	27,948	—
資産計	1,150,779	1,150,794	14
(9) 短期借入金	(18,670)	(18,670)	—
(10) 1年内返済予定の長期借入金	(86,399)	(86,399)	—
(11) 預り売買・取引証拠金	(789,201)	(789,201)	—
(12) 預り清算基金	(161,086)	(161,086)	—
(13) 預り決済促進担保金	(10,000)	(10,000)	—
(14) 預り取引参加者保証金	(3,169)	(3,169)	—
負債計	(1,068,527)	(1,068,527)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	103,813	103,813	—
（2）営業未収入金	8,995	8,995	—
（3）有価証券及び投資有価証券			—
① 満期保有目的の債券	2,082	2,101	19
② その他有価証券	29,152	29,152	—
（4）売買・取引証拠金特定資産	913,437	913,437	—
（5）清算基金特定資産	188,734	188,734	—
（6）決済促進担保金特定資産	10,500	10,500	—
（7）信託金特定資産	522	522	—
（8）違約損失積立金特定資産	27,948	27,948	—
資産計	1,285,187	1,285,206	19
（9）預り売買・取引証拠金	(913,437)	(913,437)	—
（10）預り清算基金	(188,734)	(188,734)	—
（11）預り決済促進担保金	(10,500)	(10,500)	—
（12）預り取引参加者保証金	(4,783)	(4,783)	—
負債計	(1,117,455)	(1,117,455)	—

（*） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1） 現金及び預金及び（2） 営業未収入金

預金及び営業未収入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3） 有価証券及び投資有価証券

時価は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の売買参考統計値によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（4）～（12）の証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

時価は帳簿価額によっております。

（13） デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
非上場株式	8,886	6,912
預り信託金	600	522

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	120,808	—
営業未収入金	8,716	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(国債・地方債等)	—	1,568
合計	129,524	1,568

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
現金及び預金	103,813	—	—
営業未収入金	8,995	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(国債・地方債等)	800	768	500
合計	113,609	768	500

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債 等	1,583	1,598	14
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債 等	—	—	—
合計		1,583	1,598	14

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

(単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債 等	2,082	2,101	19
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債 等	—	—	—
合計		2,082	2,101	19

2. その他有価証券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	30,833	16,712	14,121
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		30,833	16,712	14,121

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

(単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	29,152	16,712	12,440
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		29,152	16,712	12,440

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度並びに確定拠出年金制度を導入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)
イ. 退職給付債務	△24,193
ロ. 年金資産	18,086
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△6,106
ニ. 未認識過去勤務債務	△931
ホ. 未認識数理計算上の差異	1,237
ヘ. 会計基準変更時差異の未処理額	1,137
ト. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ+ヘ)	△4,662
チ. 前払年金費用	2,917
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	△7,580

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用	1,538
イ. 勤務費用	792
ロ. 利息費用	364
ハ. 期待運用収益	△327
ニ. 過去勤務債務の費用処理額	△463
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	545
ヘ. 会計基準変更時差異の費用処理額	568
ト. その他	57

(注) 「ト. その他」は、主に確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	主に1.6%
ハ. 期待運用収益率	2.0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	15年

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務算定にあたり簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	24,193百万円
勤務費用	872
利息費用	385
数理計算上の差異の発生額	301
退職給付の支払額	△1,822
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>23,931</u>

(注) 一部の連結子会社は、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	18,086百万円
期待運用収益	361
数理計算上の差異の発生額	1,339
事業主からの拠出額	665
退職給付の支払額	△1,073
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,379</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,465百万円
年金資産	△19,379
	△2,914
非積立型制度の退職給付債務	7,465
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,551</u>
退職給付に係る負債	7,465
退職給付に係る資産	△2,914
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,551</u>

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	872百万円
利息費用	385
期待運用収益	△361
数理計算上の差異の費用処理額	70
過去勤務費用の費用処理額	△465
会計基準変更時差異の費用処理額	568
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>1,070</u>

(注1) 簡便法を採用している一部の連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に含めております。

(注2) 上記退職給付費用以外に、早期退職に伴う割増退職金203百万円を支給しており、特別損失の「割増退職金」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	△465百万円
未認識数理計算上の差異	128
未認識会計基準変更時差異	568
合 計	231

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	27%
株式	35
一般勘定	29
その他	9
合 計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 主に1.6%
長期期待運用収益率 2.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,765百万円	-百万円
退職給付に係る負債	-百万円	1,615百万円
賞与引当金	466百万円	507百万円
減価償却費	1,425百万円	1,738百万円
未払事業税	521百万円	1,205百万円
減損損失	545百万円	616百万円
訴訟関連損失	4,709百万円	4,709百万円
その他	747百万円	886百万円
繰延税金資産小計	10,180百万円	11,278百万円
評価性引当額	△5,481百万円	△5,484百万円
繰延税金資産合計	4,698百万円	5,794百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5,033百万円	△4,433百万円
その他	△748百万円	△633百万円
繰延税金負債合計	△5,781百万円	△5,066百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△1,082百万円	727百万円

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,282百万円	2,168百万円
固定資産－繰延税金資産	2,682百万円	3,006百万円
固定負債－繰延税金負債	5,047百万円	4,448百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	0.3%
持分法投資損益	△0.8%	△0.0%
評価性引当額	2.4%	0.0%
のれん償却額	2.9%	2.5%
税務上の繰越欠損金	△2.8%	-%
受取配当金連結消去に伴う影響	0.8%	-%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%	0.5%
その他	0.4%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.6%	41.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は255百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合 (株式取得及び株式交換)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社日本国債清算機関
事業の内容	国債証券を対象とする金融商品債務引受業等

② 企業結合を行った主な理由

業務面、システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化による市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図ることにより、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に資することを目的としております。

③ 企業結合日

平成25年9月30日

④ 企業結合の法的形式

株式取得及び株式会社日本証券クリアリング機構を株式交換完全親会社とし、株式会社日本国債清算機関を株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

株式取得及び株式交換直前に所有していた議決権比率 35.63%

株式取得及び株式交換により追加取得した議決権比率 64.37%

取得後の議決権比率 100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社日本証券クリアリング機構が、株式会社日本国債清算機関の議決権の100%を保有し、完全子会社化したためであります。

⑧ その他取引の概要に関する事項

平成25年10月1日付で、株式会社日本証券クリアリング機構を吸収合併存続会社、株式会社日本国債清算機関を吸収合併消滅会社とする吸収合併が実施されており、株式会社日本国債清算機関は消滅しております。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

ただし、上記の期間につき持分法を適用しているため、持分法による投資利益に計上されております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	484百万円
	企業結合日に交付した株式会社日本証券クリアリング機構のD種類株式	2,904百万円
取得原価		3,388百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

株式会社日本証券クリアリング機構のD種類株式1株：株式会社日本国債清算機関の普通株式0.11704株

② 株式交換比率の算定方法

株式会社日本証券クリアリング機構のD種類株式及び株式会社日本国債清算機関の普通株式の価値については、両社が非上場会社であることから、それぞれの1株当たり純資産額を基に算出し、両社にて協議の上、株式交換比率を決定しております。

具体的には、株式会社日本証券クリアリング機構のD種類株式の価値を1株当たり500,000円(株式交換効力発生日時点の1株当たり純資産を基に算出)、株式会社日本国債清算機関の株式の価値を1株当たり58,222円(平成25年3月期末の1株当たり純資産を基に算出)とし、後者を前者で除して得た値を株式交換比率としております。なお、株式の価値については両社がそれぞれ別個に、独立した第三者機関から評価を得ております。

③ 交付した株式数

5,808株

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	82,463百万円
固定資産	1,150百万円
資産合計	83,614百万円
流動負債	78,328百万円
負債合計	78,328百万円

2. 共通支配下の取引等 (合併)

取引の概要及び実施した会計処理の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	株式会社日本証券クリアリング機構
事業の内容	金融商品債務引受業等

被結合企業の名称	株式会社日本国債清算機関
事業の内容	国債証券を対象とする金融商品債務引受業等

② 企業結合日

平成25年10月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社日本証券クリアリング機構を吸収合併存続会社し、株式会社日本国債清算機関を吸収合併消滅会社とする合併

④ 結合後企業の名称

株式会社日本証券クリアリング機構

⑤ その他取引の概要に関する事項 (取引の目的を含む。)

業務面、システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化による市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図ることにより、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に資することを目的としております。

⑥ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社グループは、金融商品取引所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社グループは、金融商品取引所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「(1) 連結財務諸表―②連結損益計算書及び連結包括利益計算書―(連結損益計算書)」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「(1) 連結財務諸表―②連結損益計算書及び連結包括利益計算書―(連結損益計算書)」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を行っておりません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を行っておりません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	643円01銭	715円19銭
1株当たり当期純利益金額	64円59銭	108円68銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成25年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益 (百万円)	10,941	29,835
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	10,941	29,835
普通株式の期中平均株式数 (千株)	169,405	274,533

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	179,077	202,018
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,548	5,675
(うち少数株主持分 (百万円))	2,548	5,675
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	176,529	196,342
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	274,534	274,531

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	18,670	32,500	0.1	—
1年内返済予定の長期借入金	86,399	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済 予定のものを除く）	—	10,000	0.1	平成28年
合計	105,069	42,500	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,000	—	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

a 決算日後の状況

特記事項はありません。

b 訴訟

平成17年12月8日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から提起されておりました、当社の連結子会社である株式会社東京証券取引所に対する41,578百万円の損害賠償請求事件について、平成25年7月24日、東京高等裁判所より、同社に賠償金（10,712百万円及び遅延損害金）の支払を命ずる第一審判決の一部を変更するとともに、同判決に基づく強制執行を免れるために同社が支払った13,213百万円と本判決による認容額12,870百万円との差額342百万円を同社に返還することをみずほ証券株式会社に命ずる旨の控訴審判決が言い渡されました。

当判決を不服として、最高裁判所に対し、みずほ証券株式会社が上告の提起及び上告受理の申立てを、株式会社東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っており、現在係争中であります。

c 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益（百万円）	36,099	61,723	89,102	116,251
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額（百万円）	18,655	27,960	41,125	51,304
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	11,209	16,550	24,396	29,835
1株当たり四半期 (当期)純利益金額（円）	40.83	60.29	88.87	108.68

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額（円）	40.83	19.46	28.58	19.81

※平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期（当期）純利益金額を算出しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,318	2,668
営業未収入金	0	※10
前払費用	※141	54
繰延税金資産	149	99
その他	214	※11,677
流動資産合計	31,723	4,500
固定資産		
有形固定資産		
建物	2	1
車両運搬具	5	19
工具、器具及び備品	7	2
有形固定資産合計	15	23
無形固定資産		
商標権	—	9
ソフトウェア	7	24
その他	19	11
無形固定資産合計	26	45
投資その他の資産		
投資有価証券	31,303	29,522
関係会社株式	116,998	118,273
関係会社出資金	3,000	3,000
長期前払費用	0	0
違約損失積立金特定資産	※210,580	※210,580
その他	10	10
投資その他の資産合計	161,893	161,386
固定資産合計	161,934	161,455
資産合計	193,658	165,956

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	※1 139	※1 155
短期借入金	17,570	32,500
関係会社短期借入金	—	37,000
1年内返済予定の長期借入金	86,399	—
未払金	15	※1 35
未払費用	※1 85	※1 118
未払法人税等	279	—
預り金	13	13
前受収益	※1 0	※1 0
賞与引当金	221	285
役員賞与引当金	103	158
その他	49	—
流動負債合計	104,878	70,267
固定負債		
長期借入金	—	10,000
繰延税金負債	5,014	4,414
その他	52	52
固定負債合計	5,066	14,466
負債合計	109,944	84,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,500	11,500
資本剰余金		
資本準備金	3,000	3,000
その他資本剰余金	20,903	20,903
資本剰余金合計	23,903	23,903
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	5,302	5,302
繰越利益剰余金	33,919	32,515
利益剰余金合計	39,222	37,817
自己株式	—	△5
株主資本合計	74,625	73,215
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,088	8,006
評価・換算差額等合計	9,088	8,006
純資産合計	83,714	81,221
負債純資産合計	193,658	165,956

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
取引参加料金	8,368	—
上場関係収入	1,286	—
情報関係収入	※13,238	—
証券決済関係収入	2,041	—
経営管理料	※11,941	※16,429
関係会社受取配当金	—	※15,809
その他	1,767	9
営業収益合計	18,643	12,248
営業費用	※1,※213,031	※1,※25,179
営業利益	5,612	7,068
営業外収益		
受取利息	364	61
受取配当金	217	※11,322
その他	205	※196
営業外収益合計	786	1,480
営業外費用		
支払利息	39	※1104
その他	0	—
営業外費用合計	40	104
経常利益	6,358	8,444
特別損失		
統合関連費用	※1411	—
特別損失合計	411	—
税引前当期純利益	5,947	8,444
法人税、住民税及び事業税	1,952	1,014
法人税等調整額	357	49
法人税等合計	2,310	1,064
当期純利益	3,637	7,380

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					現物取引 違約損失 積立金	先物・オ プション 取引違約 損失積立 金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,723	4,825	—	4,825	322	3,569	7,011	5,302	29,730	45,936
当期変動額										
資本準備金の取崩		△1,825	1,825	—						—
剰余金の配当				—					△3,240	△3,240
会社分割による減少			△646	△646		△3,569	△7,011			△10,580
利益準備金の取崩				—	△322				322	—
合併による増加	6,776		106,666	106,666					3,469	3,469
自己株式の消却			△86,942	△86,942						—
当期純利益				—					3,637	3,637
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				—						—
当期変動額合計	6,776	△1,825	20,903	19,077	△322	△3,569	△7,011	—	4,189	△6,714
当期末残高	11,500	3,000	20,903	23,903	—	—	—	5,302	33,919	39,222

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	55,485	0	0	55,485
当期変動額					
資本準備金の取崩		—		—	—
剰余金の配当		△3,240		—	△3,240
会社分割による減少		△11,226		—	△11,226
利益準備金の取崩		—		—	—
合併による増加	△86,942	29,969	5,581	5,581	35,550
自己株式の消却	86,942	—		—	—
当期純利益		3,637		—	3,637
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）		—	3,507	3,507	3,507
当期変動額合計	—	19,140	9,088	9,088	28,228
当期末残高	—	74,625	9,088	9,088	83,714

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	33,919	39,222
当期変動額							
剰余金の配当				—		△8,785	△8,785
自己株式の取得				—			—
当期純利益				—		7,380	7,380
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—			—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,404	△1,404
当期末残高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	32,515	37,817

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	74,625	9,088	9,088	83,714
当期変動額					
剰余金の配当		△8,785		—	△8,785
自己株式の取得	△5	△5		—	△5
当期純利益		7,380		—	7,380
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	△1,082	△1,082	△1,082
当期変動額合計	△5	△1,410	△1,082	△1,082	△2,492
当期末残高	△5	73,215	8,006	8,006	81,221

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引関係に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	0百万円	0百万円
短期金銭債務	40百万円	79百万円

※2 損失補償等

前事業年度（平成25年3月31日）

当社は、連結子会社である株式会社大阪証券取引所が行う先物・オプション取引の清算業務に関して、株式会社大阪証券取引所との間で「先物・オプション取引および取引所外国為替証拠金取引に係る損失補償契約書」を締結しております。当社は本契約に基づき、株式会社大阪証券取引所の清算参加者の債務不履行又はそのおそれが生じたことに起因して株式会社大阪証券取引所に損失が生じた場合には、33,077百万円を限度として株式会社大阪証券取引所に補償することとなっております。

また、当社は、清算業務に関して株式会社日本証券クリアリング機構又は株式会社大阪証券取引所が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。

当事業年度（平成26年3月31日）

当社は、清算業務に関して株式会社日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,941百万円	12,238百万円
営業費用	685百万円	3,307百万円
営業取引以外の取引による取引高	19百万円	129百万円

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給与	1,898百万円	1,747百万円
賞与引当金繰入額	264百万円	285百万円
役員賞与引当金繰入額	103百万円	158百万円
システム維持・運営費	4,400百万円	15百万円
減価償却費	2,464百万円	9百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)
子会社株式	114,747	116,019
関連会社株式	2,251	2,253
合計	116,998	118,273

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	84百万円	101百万円
未払事業税	41百万円	－百万円
子会社株式評価損	252百万円	252百万円
その他	43百万円	40百万円
繰延税金資産小計	420百万円	394百万円
評価性引当額	△252百万円	△252百万円
繰延税金資産合計	168百万円	142百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5,033百万円	△4,433百万円
その他	－百万円	△23百万円
繰延税金負債合計	△5,033百万円	△4,457百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△4,864百万円	△4,315百万円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	149百万円	99百万円
固定負債－繰延税金負債	5,014百万円	4,414百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△26.5%
住民税等均等割		0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		12.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

④【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2	—	—	1	1	2
	車両運搬具	5	17	—	3	19	9
	工具、器具及び備品	7	0	—	5	2	46
	建設仮勘定	—	17	17	—	—	—
	計	15	35	17	9	23	58
無形固定資産	商標権	—	10	—	0	9	—
	ソフトウェア	7	27	—	10	24	—
	その他	19	30	38	—	11	—
	計	26	68	38	11	45	—

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	221	285	221	285
役員賞与引当金	103	158	103	158

(2) 【主な資産及び負債の内容】
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】
該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.jpx.co.jp/investor-relations/announcement.html
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された1単元(100株)以上保有の株主 (2) 優待券 金券・カード類(3,000円相当) (3) 贈呈時期 毎年6月定時株主総会終了後

(注) 定款において単元未満株式についての権利に関する定めを行っております。当該規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---|--|---|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類、
有価証券報告書の
確認書 | 事業年度
(第12期) | 自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日 | 平成25年6月11日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びそ
の添付書類 | 事業年度
(第12期) | 自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日 | 平成25年6月11日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書及び四半
期報告書の確認書 | 事業年度
(第13期第1四半期)
事業年度
(第13期第2四半期)
事業年度
(第13期第3四半期) | 自 平成25年4月1日
至 平成25年6月30日
自 平成25年7月1日
至 平成25年9月30日
自 平成25年10月1日
至 平成25年12月31日 | 平成25年8月13日
関東財務局長に提出。
平成25年11月13日
関東財務局長に提出。
平成26年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等
の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2
(株主総会における議決権行使の結果)の規定に
基づく臨時報告書 | | 平成25年6月20日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月6日

株式会社日本取引所グループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂泰行 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田雅也 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本貴子 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本取引所グループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（連結貸借対照表関係） 3 係争事件に記載されているとおり、会社の連結子会社である株式会社東京証券取引所は、みずほ証券株式会社よりジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関する損害賠償請求訴訟の提起を受けており、現在係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本取引所グループの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社日本取引所グループが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

株式会社日本取引所グループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 宮坂泰行 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芝田雅也 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤本貴子 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本取引所グループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本取引所グループの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。